



発行 新潟県

号外 1

平成31年 3月29日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

条 例

- 1 新潟県未来への投資基金条例を廃止する条例（財政課）
- 2 新潟県手数料条例の一部を改正する条例（財政課）
- 3 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 4 職員の自己啓発等休業に関する条例及び職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例（人事課）
- 5 新潟県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例（市町村課）
- 6 新潟県県税条例及び新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（税務課）
- 7 新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例（管財課）
- 8 新潟県民会館条例の一部を改正する条例（文化振興課）
- 9 新潟県立自然科学館条例の一部を改正する条例（文化振興課）
- 10 新潟県立歴史博物館条例の一部を改正する条例（文化振興課）
- 11 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例（スポーツ課）
- 12 新潟県立長岡屋内総合プール条例の一部を改正する条例（スポーツ課）
- 13 新潟県立武道館条例の一部を改正する条例（スポーツ課）
- 14 新潟県関岬キャンプ場条例の一部を改正する条例（環境企画課）
- 15 大気汚染防止法に基づく排出基準を定める条例の一部を改正する条例（環境対策課）
- 16 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（福祉保健課）
- 17 新潟ユニゾンプラザ条例の一部を改正する条例（福祉保健課）
- 18 新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（医務薬事課）
- 19 新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（医師・看護職員確保対策課）
- 20 新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例（医師・看護職員確保対策課）
- 21 新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例（高齢福祉保健課）
- 22 新潟県立環境と人間のふれあい館条例の一部を改正する条例（生活衛生課）
- 23 新潟県障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（障害福祉課）
- 24 新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例（障害福祉課）
- 25 コロニーにいがた白岩の里条例の一部を改正する条例（障害福祉課）
- 26 新潟県障害者交流センター条例の一部を改正する条例（障害福祉課）
- 27 新潟県起業化支援・交流拠点施設条例の一部を改正する条例（産業政策課）
- 28 新潟県再生可能・次世代エネルギー基金条例（産業振興課）
- 29 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例（産業振興課）
- 30 新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例（産業振興課）
- 31 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例（産業立地課）
- 32 新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例（職業能力開発課）
- 33 新潟県農業大学校条例の一部を改正する条例（経営普及課）
- 34 新潟県漁港管理条例の一部を改正する条例（漁港課）
- 35 新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路管理課）
- 36 新潟県公共海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例（河川管理課）

- 37 新潟県都市公園条例の一部を改正する条例（都市整備課）
- 38 新潟県建築基準条例の一部を改正する条例（建築住宅課）
- 39 新潟県万代島駐車場条例の一部を改正する条例（港湾振興課）
- 40 新潟コンベンションセンター等条例の一部を改正する条例（港湾振興課）
- 41 新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例（港湾整備課）
- 42 新潟県入港料条例の一部を改正する条例（港湾整備課）
- 43 新潟県柏崎マリーナ条例の一部を改正する条例（港湾整備課）
- 44 新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部を改正する条例（港湾整備課）
- 45 新潟県空港条例の一部を改正する条例（空港課）
- 46 新潟県工業用水道条例の一部を改正する条例（企業局総務課）
- 47 新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局業務課）
- 48 新潟県スポーツの推進に関する条例（議事調査課）
- 49 新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例（議事調査課）
- 50 新潟県少年自然の家条例の一部を改正する条例（生涯学習推進課）
- 51 新潟県立生涯学習推進センター条例の一部を改正する条例（生涯学習推進課）
- 52 新潟県立近代美術館条例の一部を改正する条例（文化行政課）
- 53 新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び新潟県警察署協議会条例の一部を改正する条例（警務課）

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県未来への投資基金条例を廃止する条例（新潟県条例第1号）

- 1 基金の廃止
設置目的を達成したため、新潟県未来への投資基金を廃止することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成31年5月31日から施行することとしました。

◇新潟県手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第2号）

- 1 手数料の新設
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の制定に伴い、同法の規定による裁定の申請に係る手数料を新たに規定することとしました。(別表関係)
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成31年6月1日から施行することとしました。

◇一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第3号）

- 1 時間外勤務命令の上限等に関する規定の整備
長時間勤務の是正のため、国家公務員の措置等を踏まえ、人事委員会規則において、時間外勤務命令の上限等を定めるための規定を設けることとしました。(第1条及び第2条関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例（新潟県条例第5号）

- 1 委員の任期の改正
新潟県固定資産評価審議会の審議事項が原則3年に1回の諮問となることに伴い、委員の任期を2年から3年に改正することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県県税条例及び新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第6号）

- 1 法人の事業税の税率の改正
平成31年度税制改正に伴い、法人の事業税の税率を改めることとしました。(第2条関係)
- 2 自動車税等に関する規定の整備等
平成31年度税制改正に伴い、自動車税（平成31年10月1日以後は自動車税の種別割）の税率の特例に関する規定の整備等を行うこととしました。(第1条～第6条関係)
- 3 自動車税の種別割の税率の改正
平成31年度税制改正に伴い、自動車税の種別割の税率を改めることとしました。(第2条関係)
- 4 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

◇新潟県立武道館条例の一部を改正する条例（新潟県条例第13号）

- 1 開館時間等
新潟県立武道館の開館時間、施設の利用料金の基準額その他必要な事項を定めることとしました。(第1条及び第2条関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成31年12月1日から施行することとしました。

◇新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（新潟県条例第19号）

- 1 特定医療施設等の追加
返還の債務の当然免除の要件となる特定医療施設等に、介護医療院を追加することとしました。(第7条関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例（新潟県条例第20号）

- 1 失効規定の見直し
条例の失効日を、平成31年3月31日から平成32年3月31日に見直すこととしました。(附則第3項関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第21号）

- 1 手数料の改正
介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料について、介護支援専門員実務研修受講試験の登録試験問題作成機関の受託単価引上げに伴い、手数料の額を引き上げることとしました。(別表関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県再生可能・次世代エネルギー基金条例（新潟県条例第28号）

- 1 基金の設置
新潟県の多様な地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進等により、将来におけるエネルギーの選択の幅の拡大を目指すとともに、県内関連産業の振興を図るため、新潟県再生可能・次世代エネルギー基金を設置することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例（新潟県条例第29号）

- 1 手数料の新設等
機器の設置等に伴い、試験等の種類及び手数料の算定の単位を改正することとしました。(別表関係)
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成31年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第30号）

- 1 課税免除等の適用要件の改正
電気自動車等に係る自動車取得税及び自動車税の課税免除又は不均一課税の適用要件のうち、自動車の取得又は新規登録の期限を、平成31年3月31日から同年9月30日に見直すこととしました。(第1条関係)
- 2 失効規定の見直し
条例の失効日を、平成31年3月31日から平成33年3月31日に見直すこととしました。(第1条関係)
- 3 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第31号）

- 1 課税免除等の適用要件の改正
県税の課税免除又は不均一課税の適用要件のうち、基本計画の同意の期限を、平成30年3月31日から平成31年3月31日に見直すこととしました。(第2条関係)
- 2 失効規定の見直し
条例の失効日を、平成35年3月31日から平成36年3月31日に見直すこととしました。(附則第2項関係)
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第32号）

1 授業料の改正

授業料について、受益者負担の適正化を図るため、その額を改正することとしました。(第1条及び第2条関係)

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成32年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県農業大学校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第33号）

1 授業料の改正

授業料について、受益者負担の適正化を図るため、その額を改正することとしました。(第1条及び第2条関係)

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成32年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県建築基準条例の一部を改正する条例（新潟県条例第38号）

1 手数料の改正

建築物に関する確認申請手数料等について、受益者負担の適正化を図るため、その額を改正することとしました。(第23条～第26条の2関係)

2 条例による事務処理の特例に係る事務の追加

建築基準法の改正に伴い、前面道路からの壁面線の指定がある場合の建蔽率特例許可等に関する事務を市町村が処理することとしました。(第30条関係)

3 手数料の新設

建築基準法の改正に伴い、建築審査会の同意の取得を要しない場合における用途地域特例許可申請手数料等を新たに定めることとしました。(別表関係)

4 施行期日

この条例は、1については平成31年10月1日から、2及び3については建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしました。

◇新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第47号）

1 看護専門学校を設置

新潟県立十日町看護専門学校を十日町市に設置することとしました。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、平成32年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県スポーツの推進に関する条例（新潟県条例第48号）

1 目的

この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務及びスポーツ関係団体等の役割を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を効果的に推進し、もって心身の健康の保持増進による県民の健康寿命の延伸、心豊かで活力に満ちた県民生活の形成及び地域の特性を生かした魅力ある社会の実現に寄与することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策を実施する責務を有することとしました。(第3条関係)

3 健康寿命の延伸

県は、スポーツを通じた心身の健康の保持増進、体力の向上、疾病の予防等による県民の健康寿命の延伸に寄与するため、適切な情報の提供その他の必要な施策を講ずることとしました。(第9条関係)

4 安全で安心なスポーツの推進

県は、県民が安全で安心してスポーツを行うことができるよう、スポーツにおける指導者その他指導的立場にある者による選手への暴力等の行為を防止し、並びにスポーツ事故その他スポーツによって生ずる外傷、障害等の防止及び軽減を図ることとし、スポーツの指導者等の研修の実施、スポーツにおける安全の確保に関する知識の普及その他の必要な施策を講ずることとしました。(第10条関係)

5 公表

知事は、毎年度、スポーツの推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表することとしました。(第18条関係)

6 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県少年自然の家条例の一部を改正する条例（新潟県条例第50号）

1 事業の対象者の拡大等

事業の対象者を拡大するとともに、施設を目的外に使用する場合の使用料を新たに規定することとしました。(第1条関係)

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成31年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び新潟県警察署協議会条例の一部を改正する条例(新潟県条例第53号)

1 警察署の名称、位置及び管轄区域並びに警察署協議会の名称の改正

佐渡東警察署及び佐渡西警察署を統合し、佐渡警察署を新設することに伴い、警察署の名称、位置及び管轄区域並びに警察署協議会の名称を改正することとしました。(第1条及び第2条関係)

2 施行期日

この条例は、平成31年11月2日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県未来への投資基金条例を廃止する条例
- (2) 新潟県手数料条例の一部を改正する条例
- (3) 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 職員の自己啓発等休業に関する条例及び職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 新潟県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例
- (6) 新潟県県税条例及び新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- (7) 新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例
- (8) 新潟県民会館条例の一部を改正する条例
- (9) 新潟県立自然科学館条例の一部を改正する条例
- (10) 新潟県立歴史博物館条例の一部を改正する条例
- (11) 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例
- (12) 新潟県立長岡屋内総合プール条例の一部を改正する条例
- (13) 新潟県立武道館条例の一部を改正する条例
- (14) 新潟県関岬キャンプ場条例の一部を改正する条例
- (15) 大気汚染防止法に基づく排出基準を定める条例の一部を改正する条例
- (16) 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- (17) 新潟ユニゾンプラザ条例の一部を改正する条例
- (18) 新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例
- (19) 新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- (20) 新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- (21) 新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例
- (22) 新潟県立環境と人間のふれあい館条例の一部を改正する条例
- (23) 新潟県障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例
- (24) 新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例
- (25) コロニーにいがた白岩の里条例の一部を改正する条例
- (26) 新潟県障害者交流センター条例の一部を改正する条例
- (27) 新潟県起業化支援・交流拠点施設条例の一部を改正する条例
- (28) 新潟県再生可能・次世代エネルギー基金条例
- (29) 新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例
- (30) 新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例
- (31) 新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例
- (32) 新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例
- (33) 新潟県農業大学校条例の一部を改正する条例
- (34) 新潟県漁港管理条例の一部を改正する条例
- (35) 新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- (36) 新潟県公共海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- (37) 新潟県都市公園条例の一部を改正する条例
- (38) 新潟県建築基準条例の一部を改正する条例
- (39) 新潟県万代島駐車場条例の一部を改正する条例
- (40) 新潟コンベンションセンター等条例の一部を改正する条例
- (41) 新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例
- (42) 新潟県入港料条例の一部を改正する条例
- (43) 新潟県柏崎マリーナ条例の一部を改正する条例
- (44) 新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部を改正する条例
- (45) 新潟県空港条例の一部を改正する条例
- (46) 新潟県工業用水道条例の一部を改正する条例

- (47) 新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- (48) 新潟県スポーツの推進に関する条例
- (49) 新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例
- (50) 新潟県少年自然の家条例の一部を改正する条例
- (51) 新潟県立生涯学習推進センター条例の一部を改正する条例
- (52) 新潟県立近代美術館条例の一部を改正する条例
- (53) 新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び新潟県警察署協議会条例の一部を改正する条例

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県条例第1号

新潟県未来への投資基金条例を廃止する条例

新潟県未来への投資基金条例（平成26年新潟県条例第8号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年5月31日から施行する。

新潟県条例第2号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
(納入方法)					(納入方法)				
第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表第6号の表1の項から7の2の項まで及び第8号の表に掲げる手数料については、この限りではない。					第5条 手数料は、条例で定める証紙により納めなければならない。ただし、別表第6号の表1の項から7の項まで及び第8号の表に掲げる手数料については、この限りではない。				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
(1)～(4)の2 (略)					(1)～(4)の2 (略)				
(5) 農林水産部関係					(5) 農林水産部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額		対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)					(略)				
8	家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務	牛受精卵移植手数料	(1) 過剩排卵処置	1件につき <u>10,300円</u>	8	家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）第3条第1項第3号の規定に基づく牛の人工授精の実施に関する事務	牛受精卵移植手数料	(1) 過剩排卵処置	1件につき <u>10,200円</u>
			(2) 受精卵の採取	1件につき <u>11,300円</u>				(2) 受精卵の採取	1件につき <u>11,200円</u>
			(略)					(略)	
(略)					(略)				
15	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのもの	家畜検査手数料	(略)		15	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのもの	家畜検査手数料	(略)	
			(8) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）検査	1件につき <u>70円</u>				(8) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）検査	1件につき <u>50円</u>
(略)					(略)				

	に限る。)			
(略)				
(6) 土木部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)				
7	(略)	(略)		(略)
7	所有者不明 の土地の利用 の円滑化等 に関する特 別措置法 (平成30年 法律第49 号)第10条 第1項、第 19条第1 項、第27条 第1項又は 第37条第1 項の規定に よる裁定の 申請に対す る審査	所有 者不 明土 地の 利用 の円 滑化 等に 関す る特 別措 置法 の規 定に よる 裁定 申請 手数 料	(1) 損 失の 補償 金の 見積 額が 10万 円以 下の 場合	1 件につ き 27,000円
2			(2) 損 失の 補償 金の 見積 額が 10万 円を 超え 100 万円 以下 の場 合	1 件につ き、27,000 円に損失の 補償金の見 積額の10万 円を超える 部分が5万 円に達する ごとに 2,700円を 加えた額
			(3) 損 失の 補償 金の 見積 額が 100 万円 を超 え 500 万円 以下 の場 合	1 件につ き、75,600 円に損失の 補償金の見 積額の100 万円を超える 部分が10 万円に達す るごとに 3,400円を 加えた額
			(4) 損 失の 補償 金の	1 件につ き、211,600 円に損失の 補償金の見

	に限る。)			
(略)				
(6) 土木部関係				
	対象となる 事務	名称	区 分	金 額
(略)				
7	(略)	(略)		(略)

			見積額が500万円を超え2,000万円以下の場合	積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた額					
			(5) 損失の補償金の見積額が2,000万円を超え1億円以下の場合	1件につき、264,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた額					
			(6) 損失の補償金の見積額が1億円を超える場合	1件につき360,100円					
(略)					(略)				
(6)の2～(9) (略)					(6)の2～(9) (略)				

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第5号の表15の項の改正 平成31年4月1日
- (2) 第5条及び別表第6号の表の改正 平成31年6月1日
- (3) 別表第5号の表8の項の改正 平成31年10月1日

新潟県条例第3号

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務)	(正規の勤務時間以外の時間における勤務)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u>	

(市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改 正 後	改 正 前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務)	(正規の勤務時間以外の時間における勤務)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u>	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県条例第4号

職員の自己啓発等休業に関する条例及び職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第1条 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成23年新潟県条例第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(大学等教育施設) 第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 (1) (略) (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。) (3) (略)	(大学等教育施設) 第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 (1) (略) (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。) (3) (略)

(職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

第2条 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例(平成25年新潟県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 (略) 2 この条例において「大学院等派遣研修」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の大学院の課程(同法第104条第7項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学してその課程を履修する研修であって、地方公務員法第39条の規定に基づき、職員の同意を得て、県が実施するものうち、その内容及び実施形態を考慮して地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者(以下「任命権者」という。)の定める規則及び規程(以下「規則等」という。)で定めるものをいう。 3・4 (略)	(定義) 第2条 (略) 2 この条例において「大学院等派遣研修」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学の大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程に在学してその課程を履修する研修であって、地方公務員法第39条の規定に基づき、職員の同意を得て、県が実施するものうち、その内容及び実施形態を考慮して地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者(以下「任命権者」という。)の定める規則及び規程(以下「規則等」という。)で定めるものをいう。 3・4 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)による改正前の学校教育法(以下「旧学校教育法」という。)第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学(当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。)の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

- 3 第2条の規定による改正後の職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例第2条第2項に規定する大学院等派遣研修には、第2条の規定による改正前の同項に規定する大学院等派遣研修（旧学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程に係るものに限る。）を含むものとする。

新潟県条例第5号

新潟県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

新潟県固定資産評価審議会条例（昭和37年新潟県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(委員の任期) 第3条 委員の任期は、 <u>3年</u> とし、再任されることを妨げない。 2 (略)	(委員の任期) 第3条 委員の任期は、 <u>2年</u> とし、再任されることを妨げない。 2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新潟県固定資産評価審議会の委員として在職する者の任期は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。

新潟県条例第 6 号

新潟県県税条例及び新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(新潟県県税条例の一部改正)

第 1 条 新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（自動車取得税の納付の方法）</p> <p>第56条の 2 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自動車取得税の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第 7 条又は第13 条の規定による登録の申請を行う場合において、<u>法第747条の 2 第 1 項の規定により法第762条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織</u>を使用し、かつ、<u>地方税共同機構</u>を経由して、<u>法第122条第 1 項（自動車取得税の申告納付）</u>の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（自動車税の徴収の方法の特例）</p> <p>第63条の 2 前条の規定にかかわらず、自動車税の納税者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第 7 条の規定による登録の申請を行う場合において、<u>法第747条の 2 第 1 項の規定により法第762条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織</u>を使用し、かつ、<u>地方税共同機構</u>を経由して、<u>第68条の規定による申告書の提出を行うときは</u>、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第 9 条（法第151条の 2 に規定する総務省令で定める方法）で定める方法により払い込まなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">（自動車取得税の納付の方法）</p> <p>第56条の 2 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自動車取得税の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第 7 条又は第13 条の規定による登録の申請を行い、併せて新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年新潟県条例第83号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第122条第 1 項（自動車取得税の申告納付）の規定による申告書の提出を行う場合には、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（自動車税の徴収の方法の特例）</p> <p>第63条の 2 前条の規定にかかわらず、自動車税の納税者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第 7 条の規定による登録の申請を行い、併せて新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第68条の規定による申告書の提出を行う場合には、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第 9 条（法第151条の 2 に規定する総務省令で定める方法）で定める方法により払い込まなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>

第19条の4 (略)

(自動車税の課税免除の特例)

第19条の5 第61条第1項第2号に該当する自動車
で知事の承認を受けたものに対しては、平成31年
度から平成33年度までの各年度分の自動車税に
限り、これを課さない。

2 前項の規定による知事の承認を受けようとする
者は、その事由が発生した日から7日以内に、別
に知事が定める申請書を知事に提出しなければな
らない。

(自動車税の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電
気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないも
のをいう。次項第1号において同じ。)、天然ガス
自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と
して用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。
同項第2号において同じ。)、メタノール自動車(専
らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動
車で施行規則で定めるものをいう。)、混合メタノ
ール自動車(メタノールとメタノール以外のもの
との混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の
燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの
をいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用
いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車
で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動
力源として用いるものであって、廃エネルギーを回
収する機能を備えていることにより大気汚染防止
法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定す
る自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施
行規則で定めるものをいう。次項第3号において
同じ。))並びにバス(一般乗合用のものに限る。))及
び被けん引自動車を除く。))に対する平成31年度分
の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1
の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応
じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とす
る。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料
として用いる自動車で平成18年3月31日までに
最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する
新規登録(以下この条において「新車新規登録」
という。))を受けたもの
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車そ
の他の前号に掲げる自動車以外の自動車
で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第19条の4 (略)

(自動車税の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電
気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないも
のをいう。以下この条において同じ。))、天然ガス
自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と
して用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。
以下この条において同じ。))、メタノール自動車(専
らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動
車で施行規則で定めるものをいう。))、混合メタノ
ール自動車(メタノールとメタノール以外のもの
との混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の
燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの
をいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用
いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車
で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動
力源として用いるものであって、廃エネルギーを回
収する機能を備えていることにより大気汚染防止
法(昭和43年法律第97号)第2条第16項に規定す
る自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施
行規則で定めるものをいう。次項第3号において
同じ。))並びにバス(一般乗合用のものに限る。))及
び被けん引自動車を除く。))に対する当該各号に定
める年度以後の年度分の自動車税の税率は、1台
につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲
げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率
の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料
として用いる自動車で平成18年3月31日までに
最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する
新規登録(以下この条において「新車新規登録」
という。))を受けたもの 新車新規登録を受けた
日から起算して14年を経過した日の属する年度
 - (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車そ
の他の前号に掲げる自動車以外の自動車
で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの
新車新規登録を受けた日から起算して12年を
経過した日の属する年度
- 2 次に掲げる自動車
が平成28年4月1日から平成

29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び第4項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号及び第4項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。第4項第3号において同じ。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第4項及び第5項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項から第5項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第4項第5号において同じ。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの

2 次に掲げる自動車¹が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するもの又は同条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項

(第4項第5号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。)に適合するもの

3 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成29年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

4 次に掲げる自動車²が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で

<p>を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。)の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が同条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの</p> <p>3 (略)</p> <p>4 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、前3項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、前項に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>施行規則で定めるもの(次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。)の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するもの</p> <p>5 (略)</p> <p>6 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、前各項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項及び第4項に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、第3項及び前項に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。</p> <p>7 (略)</p>
---	--

第2条 新潟県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条等」という。)に対応する同表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対

応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(法人の事業税の税率等)</p> <p>第31条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。） 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">100分の0.4</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の0.7</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の1</td> </tr> </table> <p>(2) 特別法人 次に表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">100分の3.5</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の4.9</td> </tr> </table> <p>(3) 前2号に掲げる法人以外の法人 次に表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">100分の3.5</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の5.3</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の7</td> </tr> </table> <p>2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に<u>100分の1</u>を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.3	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の7	<p>(法人の事業税の税率等)</p> <p>第31条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イ（事業税の納税義務者等）に掲げる法人（受託法人を除く。） 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">100分の1.9</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の2.7</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の3.6</td> </tr> </table> <p>(2) 特別法人 次に表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">100分の5</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の6.6</td> </tr> </table> <p>(3) 前2号に掲げる法人以外の法人 次に表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">100分の5</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;">100分の7.3</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の9.6</td> </tr> </table> <p>2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に<u>100分の1.3</u>を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.9	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.7	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.6	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の9.6
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の0.4																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の0.7																																
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の1																																
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の4.9																																
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.5																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.3																																
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の7																																
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の1.9																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の2.7																																
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.6																																
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6																																
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5																																
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3																																
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の9.6																																

の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(受託法人を除く。) 次に掲げる金額の合計額ア・イ (略)
ウ 各事業年度の所得に100分の1を乗じて得た金額
- (2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の4.9を乗じて得た金額
- (3) 前2号に掲げる法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の7を乗じて得た金額

(種別割の税率)

第65条 種別割の税率は、1台につき、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。この場合において、乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車にあっては、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。

自動車の区分		税率(年額)	
		営業用	自家用
(1) 乗用車	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車	(略)	25,000円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	(略)	30,500円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	(略)	36,000円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	(略)	43,500円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	(略)	50,000円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	(略)	57,000円

の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(受託法人を除く。) 次に掲げる金額の合計額ア・イ (略)
ウ 各事業年度の所得に100分の3.6を乗じて得た金額
- (2) 特別法人 各事業年度の所得に100分の6.6を乗じて得た金額
- (3) 前2号に掲げる法人以外の法人 各事業年度の所得に100分の9.6を乗じて得た金額

(種別割の税率)

第65条 種別割の税率は、1台につき、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額とする。この場合において、乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車にあっては、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。

自動車の区分		税率(年額)	
		営業用	自家用
(1) 乗用車	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車を動力源とする自動車で施行規則で定めるもの(以下「電気自動車」という。)	(略)	29,500円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	(略)	34,500円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	(略)	39,500円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	(略)	45,000円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	(略)	51,000円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	(略)	58,000円

		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	(略)	65,500円			総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	(略)	66,500円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	(略)	75,500円			総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	(略)	76,500円
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	(略)	87,000円			総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	(略)	88,000円
		総排気量が6リットルを超えるもの	(略)	110,000円			総排気量が6リットルを超えるもの	(略)	111,000円
		(略)					(略)		
(5)	キ 種 用 途 自 動 車	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車	20,000円	20,000円	(5)	キ 種 用 途 自 動 車	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車	23,600円	23,600円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	24,400円	24,400円			総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	27,600円	27,600円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	28,800円	28,800円			総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	31,600円	31,600円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	34,800円	34,800円			総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	36,000円	36,000円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,000円	40,000円			総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,800円	40,800円
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	45,600円	45,600円			総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	46,400円	46,400円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以	52,400円	52,400円			総排気量が3.5リットルを超え4リットル以	53,200円	53,200円

	下のもの		
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	60,400円	60,400円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	69,600円	69,600円
	総排気量が6リットルを超えるもの	88,000円	88,000円
(略)			
乗用車に類するもの	総排気量が2リットル以下のもの又は電気自動車	(略)	25,000円
	総排気量が2リットルを超えるもの	(略)	36,000円
(略)			

2 (略)

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第17条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税の額は、第31条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

(略)	
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7

- (2) (略)

2 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1

	下のもの		
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	61,200円	61,200円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	70,400円	70,400円
	総排気量が6リットルを超えるもの	88,800円	88,800円
(略)			
乗用車に類するもの	総排気量が2リットル以下のもの又は電気自動車	(略)	29,500円
	総排気量が2リットルを超えるもの	(略)	39,500円
(略)			

2 (略)

附 則

(法人の事業税の税率の特例)

第17条 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税の額は、第31条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。） 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額

(略)	
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9

- (2) (略)

2 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う租税特別措置法第68条第1

項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税の額は、前項第1号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	100分の4.9
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の5.7

(自動車税の種別割の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。次項第1号及び次条第2項において同じ。)、天然ガス自動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。次項第2号及び次条第2項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であることを除く。)、第65条第1項の表第5号中キャンピング車であって営業用又は自家用のもの及び同号中乗用車に類するものであって自家用のもの(以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。)、法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。))又は同項第5号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。))で平成20年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。))を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動

項の規定に該当する法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する同項の規定に該当する各事業年度に係る事業税の額は、前項第1号の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

各事業年度の所得のうち年10億円以下の金額	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9

(自動車税の種別割の税率の特例)

第20条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。)、天然ガス自動車(同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(同項第3号に規定する電力併用自動車をいう。))並びに法第177条の7第1項第3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以下この項において「初回新規登録」という。))を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法第149条第1項第5号に規定する軽油自動

車(次項第6号において「軽油自動車」という。)
その他の前号に掲げる自動車以外の自動車であつて平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

- 2 次に掲げる自動車(自家用乗用車等を除く。)が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自動車は平成31年4月1日(自家用乗用車等にあつては、同年10月1日)から平成32年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車は平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成33年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽減税率の欄に掲げる額とする。

(1) 電気自動車

- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する

車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車であつて平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(6) 軽油自動車のうち、法第149条第1項第6号イに規定する平成30年輕油軽中量車基準又は同号イに規定する平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車

3 次に掲げる自動車（自家用乗用車等を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用乗用車等にあつては、同年10月1日）から平成32年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成33年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの

4 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのある

2 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのある

るもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、前3項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、前項に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

- 5 乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車について前各項を適用する場合には、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。

第20条の2 平成31年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の法（以下この項において「平成28年改正前の法」という。）第145条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の法に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって、平成28年改正前の法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の法に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって平成31年10月1日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第65条第1項の規定にかかわらず、1台につき、附則別表第3の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に掲げる額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける自家用乗用車等（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第4の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、前条第2項各号に掲げるものが平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用乗用車等の所有者に対して月割

るもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、前項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、同表の重課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

- 3 乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車について前2項を適用する場合には、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。

をもって課されるものに限る。)に限り、当該自家用乗用車等が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第4の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

- 4 第1項の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、前条第3項各号に掲げるものが平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用乗用車等が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第4の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。
- 5 前条第5項の規定は、前各項の規定を適用する場合について準用する。

第21条 法第177条の7第3項（法附則第12条の4第2項において準用する場合を含む。）（積雪地域の種別割の標準税率）に規定する自動車税の種別割の税率は、前2条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率に、10分の10から第66条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

2 (略)

第22条 第67条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、前3条の規定にかかわらず、附則別表第1から附則別表第4までに掲げる税率及び前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 (略)

第21条 法第177条の7第3項（積雪地域の種別割の標準税率）に規定する自動車税の種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる税率に、10分の10から第66条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。

2 (略)

第22条 第67条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、前2条の規定にかかわらず、附則別表第1及び附則別表第2に掲げる税率並びに前条第1項の規定による税率に2分の1を乗じたものとする。

2 (略)

第3条 新潟県県税条例の一部を次のように改正する。
附則別表第1及び附則別表第2を次のように改める。

附則別表第1

自動車 の 区 分			税率 (年 額)		
			重 課 税 率	最大軽課税率	中間軽課税率
(1) 乗 用車	営業 用	電気自動車		2,000円	
		総排気量が1リットル以下のもの	8,600円	2,000円	4,000円
		総排気量が1リットルを超え1.5リ	9,700円	2,500円	4,500円

		ットル以下のもの			
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,900円	2,500円	5,000円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	15,800円	3,500円	7,000円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	18,000円	4,000円	8,000円
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	20,500円	4,500円	9,000円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	23,500円	5,500円	10,500円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	27,100円	6,000円	12,000円
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	31,200円	7,000円	14,000円
		総排気量が6リットルを超えるもの	46,800円	10,500円	20,500円
	家用	電気自動車		6,500円	
		総排気量が1リットル以下のもの		6,500円	12,500円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		8,000円	15,500円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		9,000円	18,000円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		11,000円	22,000円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		12,500円	25,000円
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		14,500円	28,500円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		16,500円	33,000円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		19,000円	38,000円
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		22,000円	43,500円
		総排気量が6リットルを超えるもの		27,500円	55,000円
(2)トラック		営業用	電気自動車		2,000円
	最大積載量が1トン以下のもの		7,100円	2,000円	3,500円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの		9,900円	2,500円	4,500円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの		13,200円	3,000円	6,000円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの		16,500円	4,000円	7,500円
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの		20,300円	5,000円	9,500円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの		24,200円	5,500円	11,000円
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの		28,000円	6,500円	13,000円
	最大積載量が7トンを超え8トン以下		32,400円	7,500円	15,000円

		下のもの				
		最大積載量が8トンを超えるもの	32,400円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに5,100円を加算した額	7,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,200円を加算した額	15,000円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに2,400円を加算した額	
自家用	電気自動車			2,000円		
		最大積載量が1トン以下のもの	8,800円	2,000円	4,000円	
		最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	12,600円	3,000円	6,000円	
		最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	17,600円	4,000円	8,000円	
		最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	22,500円	5,500円	10,500円	
		最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	28,000円	6,500円	13,000円	
		最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	33,000円	7,500円	15,000円	
		最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	38,500円	9,000円	17,500円	
		最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	44,500円	10,500円	20,500円	
				最大積載量が8トンを超えるもの	44,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに6,900円を加算した額	10,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,600円を加算した額
けん引車	営業用	小型自動車に属するもの	8,200円	2,000円	4,000円	
		普通自動車に属するもの	16,600円	4,000円	8,000円	
	自家用	小型自動車に属するもの	11,200円	3,000円	5,500円	
		普通自動車に属するもの	22,600円	5,500円	10,500円	
(3)バス	営業用	一般乗合用バス	乗車定員が30人以下のもの		3,000円	6,000円
			乗車定員が30人を超え40人以下のもの		4,000円	7,500円
			乗車定員が40人を超え50人以下のもの		4,500円	9,000円
			乗車定員が50人を超え60人以下のもの		5,000円	10,000円
			乗車定員が60人を超え70人以下のもの		6,000円	11,500円
			乗車定員が70人を超え80人以下のもの		6,500円	13,000円
		乗車定員が80人を超えるもの		7,500円	14,500円	
		一般乗合用バス以外のバス	乗車定員が30人以下のもの	29,100円	7,000円	13,500円
			乗車定員が30人を超え40人以下のもの	35,200円	8,000円	16,000円
			乗車定員が40人を超え50人	41,800円	9,500円	19,000円

		以下のもの			
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	48,400円	11,000円	22,000円
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	55,500円	13,000円	25,500円
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	62,700円	14,500円	28,500円
		乗車定員が80人を超えるもの	70,400円	16,000円	32,000円
	自家用	乗車定員が30人以下のもの	36,300円	8,500円	16,500円
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	45,100円	10,500円	20,500円
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	53,900円	12,500円	24,500円
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	62,700円	14,500円	28,500円
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	72,000円	16,500円	33,000円
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	81,400円	18,500円	37,000円
		乗車定員が80人を超えるもの	91,300円	21,000円	41,500円
(4) 三輪の小型自動車	三輪の小型自動車	営業用	5,100円	1,500円	2,500円
		自家用	6,900円	1,500円	3,000円
(5) 特殊用途自動車	キャンピング車	電気自動車		5,000円	
		総排気量が1リットル以下のもの		5,000円	10,000円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		6,500円	12,500円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		7,500円	14,500円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		9,000円	17,500円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		10,000円	20,000円
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		11,500円	23,000円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		13,500円	26,500円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		15,500円	30,500円
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		17,500円	35,000円
		総排気量が6リットルを超えるもの		22,000円	44,000円
	霊きゆう車		9,700円	2,200円	4,500円
乗用車に類す	営業用	電気自動車		1,900円	
		総排気量が2リットル以下のもの	8,600円	1,900円	4,000円

るもの		総排気量が2リットルを超えるもの	15,800円	3,500円	7,000円
	自家用	電気自動車		6,500円	
		総排気量が2リットル以下のもの		6,500円	12,500円
		総排気量が2リットルを超えるもの		9,000円	18,000円
トラックに類するもの	最大積載量の定めのあるもの		第2号に掲げる当該税率の額		
	最大積載量の定めのないもの	車両重量が3トン以下のもの	12,600円	2,900円	6,000円
		車両重量が3トンを超え10トン以下のもの	28,000円	6,400円	13,000円
		車両重量が10トンを超えるもの	28,000円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに11,100円を加算した額	6,400円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに2,600円を加算した額	13,000円に車両重量が10トンを超える10トンまでごとに5,100円を加算した額
バスに類するもの	営業用	普通自動車に属するもの	15,900円	3,700円	7,500円
		小型自動車に属するもの	13,200円	3,000円	6,000円
	自家用	普通自動車に属するもの	45,100円	10,300円	20,500円
		小型自動車に属するもの	36,300円	8,300円	16,500円
三輪の小型自動車に類するもの		第4号に掲げる当該税率の額			

附則別表第2

自動車 の 区分		税率 (年額)		
		重課税率	最大軽課税率	中間軽課税率
営業用	電気自動車		1,000円	
	総排気量が1リットル以下のもの	4,100円	1,000円	1,800円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	5,200円	1,200円	2,300円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	6,900円	1,600円	3,200円
自家用	電気自動車		1,300円	
	総排気量が1リットル以下のもの	5,700円	1,300円	2,600円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	6,900円	1,600円	3,200円
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	8,800円	2,000円	4,000円

附則別表第2の次に次の2表を加える。

附則別表第3

自動車 の 区分		税率 (年額)	
		営業用	自家用
(1) 乗用車	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車		29,500円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		34,500円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		39,500円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		45,000円

		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		51,000円	
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		58,000円	
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		66,500円	
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		76,500円	
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		88,000円	
		総排気量が6リットルを超えるもの		111,000円	
(2) 特種用途自動車	キャンピング車	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車	23,600円	23,600円	
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	27,600円	27,600円	
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	31,600円	31,600円	
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	36,000円	36,000円	
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	40,800円	40,800円	
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	46,400円	46,400円	
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	53,200円	53,200円	
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	61,200円	61,200円	
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	70,400円	70,400円	
		総排気量が6リットルを超えるもの	88,800円	88,800円	
		乗用車に類するもの	総排気量が2リットル以下のもの又は電気自動車		29,500円
			総排気量が2リットルを超えるもの		39,500円

附則別表第4

自動車 の 区分		税率 (年額)		
		重課税率	最大軽課税率	中間軽課税率
(1) 乗用車で家用のもの	電気自動車		7,500円	
	総排気量が1リットル以下のもの	33,900円	7,500円	15,000円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	39,600円	9,000円	17,500円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	45,400円	10,000円	20,000円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	51,700円	11,500円	22,500円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	58,600円	13,000円	25,500円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	66,700円	14,500円	29,000円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	76,400円	17,000円	33,500円

	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	87,900円	19,500円	38,500円		
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	101,200円	22,000円	44,000円		
	総排気量が6リットルを超えるもの	127,600円	28,000円	55,500円		
(2) 特種用途自動車	キャンピング車	電気自動車		5,900円		
		総排気量が1リットル以下のもの	27,100円	5,900円	12,000円	
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	31,700円	6,900円	14,000円	
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	36,300円	7,900円	16,000円	
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	41,400円	9,000円	18,000円	
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	46,900円	10,200円	20,500円	
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	53,300円	11,600円	23,500円	
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	61,100円	13,300円	27,000円	
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	70,300円	15,300円	31,000円	
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	80,900円	17,600円	35,500円	
		総排気量が6リットルを超えるもの	102,100円	22,200円	44,500円	
		乗用車に類するもので家用のもの	電気自動車		7,400円	
			総排気量が2リットル以下のもの	33,900円	7,400円	15,000円
総排気量が2リットルを超えるもの	45,400円		9,900円	20,000円		

第4条 新潟県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下この条において「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p align="center">附 則</p> <p align="center">(自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第2項(第4号及び第5号を除く。)</u>に掲げる自動車のうち、<u>自家用乗用車等が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成34年度分の自動車税の種別割</u></p>	<p align="center">附 則</p> <p align="center">(自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

に限り、当該自家用乗用車等が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成35年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

- 5 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、第3項に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

6 (略)

第20条の2 (略)

2 (略)

- 4 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、前3項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあっては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項に規定する自動車にあっては最大軽課税率の欄に掲げる額を、前項に規定する自動車にあっては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。

5 (略)

第20条の2 (略)

2 (略)

- 3 第1項の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、前条第2項各号に掲げるものが平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自家用乗用車等が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第4の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽課税率の欄に掲げる額とする。

- 4 第1項の規定の適用を受ける自家用乗用車等のうち、前条第3項各号に掲げるものが平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割(法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用乗用車等の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。)に限り、当該自家用乗用車等が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等の自動車税の種別割の税率は、1台につき、附則別表第4の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。

3 前条第6項の規定は、前2項の規定を適用する場合について準用する。	5 前条第5項の規定は、前各項の規定を適用する場合について準用する。
------------------------------------	------------------------------------

第5条 新潟県県税条例の一部を次のように改正する。

附則別表第4を次のように改める。

附則別表第4

自動車 の 区 分		重課税率 (年額)	
(1) 乗用車で自家用のもの	総排気量が1リットル以下のもの	33,900円	
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	39,600円	
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	45,400円	
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	51,700円	
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	58,600円	
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	66,700円	
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	76,400円	
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	87,900円	
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	101,200円	
	総排気量が6リットルを超えるもの	127,600円	
(2) 特種用途自動車	キャンピング車	総排気量が1リットル以下のもの	27,100円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	31,700円	
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	36,300円	
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	41,400円	
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	46,900円	
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	53,300円	
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	61,100円	
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	70,300円	
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	80,900円	
	総排気量が6リットルを超えるもの	102,100円	
乗用車に類するもので自家用のもの	総排気量が2リットル以下のもの	33,900円	
	総排気量が2リットルを超えるもの	45,400円	

(新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成29年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定の表中新潟県県税条例第56条の2を削る改正に係る部分を次のように改める。

	<p style="text-align: center;">(自動車取得税の納付の方法)</p> <p>第56条の2 自動車取得税の納税義務者は、自動車取得税額を納付する場合(当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。)には、<u>法第122条第1項(自動車取得税の申告納付)の規定による申告書又は法第123条第2項(自動車取得税の修正申告納付)の規定による修正申告書に新潟県収入証紙条例(昭和39年新潟県条例第10号)に定める証紙をはってしなければならない。この場合には、当該自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。)に相当する金額を次条第1項の証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器(別に知事が定める印影を生ずべき印を付したものをいう。以下同じ。)で当該金額の表示を受けることにより、証紙に代えることができる。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自動車取得税の納税</p>
--	---

義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第122条第1項（自動車取得税の申告納付）の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車取得税額に相当する現金を納付しなければならない。

第2条の改正規定の表中新潟県県税条例第58条を加える改正に係る部分を次のように改める。

（環境性能割の納付の方法）

第58条 環境性能割の納税義務者は、環境性能割額を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、法第160条第1項（環境性能割の申告納付）の規定による申告書又は法第161条第2項（環境性能割の修正申告納付）の規定による修正申告書に新潟県収入証紙条例（昭和39年新潟県条例第10号）に定める証紙を貼ってしなければならない。この場合には、当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額を次条第1項の証紙代金収納計器取扱者に支払い、証紙代金収納計器（別に知事が定める印影を生ずべき印を付したものをいう。以下同じ。）で当該金額の表示を受けることにより、証紙に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、環境性能割の納税義務者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「新規登録」という。）又は同法第13条第1項の規定による移転登録（以下「移転登録」という。）の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第160条第1項（環境性能割の申告納付）の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

第2条の改正規定の表中新潟県県税条例第63条の2を改め、同条を第69条の2とする改正に係る部分を次のように改める。

（種別割の徴収の方法の特例）

第69条の2 前条の規定にかかわらず、種別割の納税者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に

（自動車税の徴収の方法の特例）

第63条の2 前条の規定にかかわらず、自動車税の納税者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項

規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る種別割を施行規則第9条の16（法第177条の12に規定する総務省令で定める方法）で定める方法により払い込まなければならない。

に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行う場合において、法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、第68条の規定による申告書の提出を行うときは、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を施行規則第9条（法第151条の2に規定する総務省令で定める方法）で定める方法により払い込まなければならない。

第2条の改正規定の表中新潟県県税条例附則第20条の改正に係る部分を次のように改める。

（自動車税の種別割の課税免除の特例）

第19条の5 第67条第1項第2号に該当する自動車
で知事の承認を受けたものに対しては、平成31年
度から平成33年度までの各年度分の自動車税の種
別割に限り、これを課さない。

2 （略）

（自動車税の種別割の税率の特例）

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（法
第149条第1項第1号に規定する電気自動車をい
う。）、天然ガス自動車（同項第2号に規定する天
然ガス自動車をいう。）、メタノール自動車（専ら
メタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車
で施行規則で定めるものをいう。）、混合メタノ
ール自動車（メタノールとメタノール以外のもの
との混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃
料として用いる自動車で施行規則で定めるものを
いう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用い
る電力併用自動車（同項第3号に規定する電力併
用自動車をいう。）並びに法第177条の7第1項第
3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん
引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度
以後の年度分の自動車税の種別割の税率は、1台
につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げ
る自動車の区分に応じ、それぞれ同表の重課税率
の欄に掲げる額とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料
として用いる自動車で平成18年3月31日までに
最初の法第147条第3項に規定する新規登録(以
下この項において「初回新規登録」という。)を
受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算
して14年を経過した日の属する年度

(2) 法第149条第1項第5号に規定する軽油自動

（自動車税の課税免除の特例）

第19条の5 第61条第1項第2号に該当する自動車
で知事の承認を受けたものに対しては、平成31年
度から平成33年度までの各年度分の自動車税に限
り、これを課さない。

2 （略）

（自動車税の税率の特例）

第20条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電
気を動力源とする自動車の内燃機関を有しないも
のをいう。次項第1号において同じ。）、天然ガス
自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料と
して用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。
同項第2号において同じ。）、メタノール自動車（専
らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動
車で施行規則で定めるものをいう。）、混合メタノ
ール自動車（メタノールとメタノール以外のもの
との混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の
燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの
をいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用
いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車
で併せて電気その他の施行規則で定めるものを動
力源として用いるものであって、廃エネルギーを回
収する機能を備えていることにより大気汚染防止
法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定
する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので
施行規則で定めるものをいう。次項第3号におい
て同じ。）並びにバス（一般乗合用のものに限る。）
及び被けん引自動車を除く。）に対する平成31年度
分の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1
の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、
それぞれ同表の重課税率の欄に掲げる額とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料
として用いる自動車で平成18年3月31日までに
最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する
新規登録(以下この条において「新車新規登録」
という。)を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車そ

車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車
で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けた
もの、初回新規登録を受けた日から起算して12
年を経過した日の属する年度

他の前号に掲げる自動車以外の自動車
で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

2. 次に掲げる自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の最大軽減税率の欄に掲げる額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するもの又は同条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。）

(4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの（次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。）の2分の1を超

<p>2 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、<u>前項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、同表の重課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。</u></p> <p>3 乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車について<u>前2項</u>を適用する場合には、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。</p>	<p><u>えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が同条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(5) <u>軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの</u></p> <p>3 <u>エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、1台につき、附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。</u></p> <p>4 附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものの税率は、<u>前3項の規定にかかわらず、同表に掲げる当該最大積載量に応じた年額に、附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、第1項に規定する自動車にあつては同表の重課税率の欄に掲げる額を、第2項に規定する自動車にあつては最大軽課税率の欄に掲げる額を、前項に規定する自動車にあつては中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。</u></p> <p>5 乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車について<u>前各項</u>を適用する場合には、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。</p>
---	--

附則第10項の改正規定の表を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(事業税の不均一課税)</p> <p>第3条 知事は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額のうち、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、県税条例第31条、第34条及び附則第17条の規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(事業税の不均一課税)</p> <p>第3条 知事は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額のうち、当該事業用家屋に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税について、県税条例第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3までの規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中新潟県県税条例附則第19条の4の次に1条を加える改正及び附則第4項の規定 平成31年4月1日
 - (2) 第2条及び第3条並びに次項及び附則第5項の規定 改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
 - (3) 第4条及び第5条並びに附則第6項の規定 改正法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日
(事業税に関する経過措置)
- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の新潟県県税条例（以下「31年10月新条例」という。）第31条及び附則第17条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)
- 3 第1条の規定による改正後の新潟県県税条例（以下「31年4月新条例」という。）の規定中自動車税に関する部分は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 4 附則第1項第1号に掲げる改正及び規定の施行の際現に新潟県県税条例第61条第1項第2号に該当するものとして同項の規定による知事の承認を受けている自動車は、平成31年4月1日に31年4月新条例附則第19条の5第1項の規定による知事の承認を受けたものとみなす。
- 5 31年10月新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。
- 6 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の新潟県県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成33年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。
(この条例の失効)
- 7 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の新潟県県税条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

新潟県条例第7号

新潟県行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前								
別表（第2条関係） 行政財産使用料の基準					別表（第2条関係） 行政財産使用料の基準								
区分	使用の種類			単位	使用料 (単位 円)	区分	使用の種類			単位	使用料 (単位 円)		
土地	(略)					県有財産台帳 価格の100分の 5に相当する額 に12分の1を乗 じて得た額に <u>1.1</u> を乗じて得 た額	土地	(略)					県有財産台帳 価格の100分の 5に相当する額 に12分の1を乗 じて得た額に <u>1.08</u> を乗じて得 た額
	電気 通信 施設 その他 これに 類する もの 敷地 の以 外の もの	建物 又は これ に類 する もの 敷地	使用 許可 期間 が1 月未 満の 場合	(略)				電気 通信 施設 その他 これに 類する もの 敷地 の以 外の もの	建物 又は これ に類 する もの 敷地	使用 許可 期間 が1 月未 満の 場合	(略)		
	(略)							(略)					
建物	(略)			(略)	県有財産台帳 価格の1,000分 の6に土地使用 料相当額の12 分の1（借地に ついては県が負 担している地代 相当月額）を加 算した額に <u>1.1</u> を乗じて得た額	建物	(略)			(略)	県有財産台帳 価格の1,000分 の6に土地使用 料相当額の12 分の1（借地に ついては県が負 担している地代 相当月額）を加 算した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額		
	その他のもの						その他のもの						
(略)					(略)								
備考 (略)					備考 (略)								

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第8号

新潟県民会館条例の一部を改正する条例

新潟県民会館条例（昭和42年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

(1) 大ホールの使用料（全部使用の場合）

使用時間		使用料(円)						収容人員	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合						
			入場料が3,000円以下の場合	入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	入場料が5,001円以上7,000円以下の場合	入場料が7,001円以上9,000円以下の場合	入場料が9,001円以上の場合		
平日	午前	46,900	51,500	60,900	79,600	93,700	117,100	1,730人(オーケストラピットを使用する場合は1,648人、花道を使用する場合は1,710人)	
	午後	83,200	91,500	108,100	141,500	166,300	208,000		
	夜間	116,400	128,000	151,300	197,900	232,700	291,000		
	全日	238,300	262,300	309,900	405,300	476,700	595,900		
土曜日、日曜日及び休日	午前	70,300	77,300	91,400	119,600	140,600	175,800		
	午後	111,400	122,500	144,900	189,500	223,000	278,700		
	夜間	144,600	159,100	188,000	246,000	289,400	361,800		
	全日	306,600	337,200	398,500	521,100	613,000	766,300		
備考		準備、練習又は後片付けのために使用する場合の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の70パーセントに相当する額とする。							

(2) 大ホールの使用料（2階席を除く使用の場合）

使用時間		使用料(円)					収容人員	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合					
			入場料が3,000円以下の場合	入場料が3,001円以上5,000円以下の場合	入場料が5,001円以上7,000円以下の場合	入場料が7,001円以上9,000円以下の場合		入場料が9,001円以上の場合
平日	午前	32,800	36,100	42,700	55,700	65,600	82,000	1,136人(オーケストラピットを使用する場合は1,054人、花道を使用する場合は1,116人)
	午後	58,300	64,000	75,700	99,000	116,500	145,600	
	夜間	81,500	89,500	105,900	138,500	162,900	203,800	
	全日	166,900	183,500	216,900	283,700	333,700	417,200	
土曜日、日曜日及び休日	午前	49,200	54,200	63,900	83,700	98,400	123,100	
	午後	78,000	85,800	101,400	132,600	156,100	195,000	
	夜間	101,300	111,300	131,700	172,200	202,500	253,200	
	全日	214,600	236,000	279,000	364,700	429,100	536,500	

(3) 小ホールの使用料

使用時間		使用料(円)				収容人員	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合				
			入場料が1,000円以下の場合	入場料が1,001円以上3,000円以下の場合	入場料が3,001円以上5,000円以下の場合		入場料が5,001円以上の場合
平日	午前	5,900	6,200	6,500	12,700	16,800	300人
	午後	10,500	11,000	11,500	22,700	29,700	
	夜間	14,400	15,100	15,800	31,300	40,700	
	全日	27,800	29,100	30,500	60,000	78,500	
土曜日、日曜日及び休日	午前	8,360	8,780	9,200	18,100	23,600	
	午後	15,400	16,100	17,000	33,400	43,700	
	夜間	21,800	22,900	24,000	47,300	61,800	

び休日	全日	41,500	43,600	45,600	89,900	117,500
備考	1 準備、練習又は後片付けのために使用する場合（2に規定する練習を目的として使用する場合を除く。）の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の70パーセントに相当する額とする。 2 練習を目的として使用する場合（引き続き練習以外の目的で使用する場合及び引き続き、又は同時に練習以外の目的で大ホールを使用する場合を除く。）の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の30パーセントに相当する額とする。					

(4) 会議室及び楽屋の使用料

区 分		使用時間	使用料(円)	収容人員等
会議室	談話室(A)	午前	8,690	収容人員(応接セット使用) 6人 2階 33平方メートル
		午後又は夜間	11,500	
		全日	29,000	
	談話室(B)	午前	5,900	収容人員(円卓、いす使用) 10人 2階 36平方メートル
		午後又は夜間	7,660	
		全日	19,600	
	第1会議室	午前	4,820	収容人員(机、いす使用) 42人 2階 57平方メートル
		午後	6,750	
		夜間	6,970	
		全日	17,200	
	第2会議室 第3会議室 第4会議室	午前	3,440	収容人員(机、いす使用) 24人 第2会議室 2階 51平方メートル 第3会議室 2階 51平方メートル 第4会議室 2階 43平方メートル
		午後	4,700	
夜間		4,850		
全日		12,100		
楽屋	第1楽屋	午前	2,440	3畳和室付き 化粧台 2 地下1階 26平方メートル
		午後又は夜間	3,760	
		全日	9,580	
	第2楽屋 第3楽屋	午前	2,440	化粧台 7 第2楽屋 地下1階 23平方メートル 第3楽屋 地下1階 22平方メートル
		午後又は夜間	3,760	
		全日	9,580	
	第4楽屋	午前	2,970	化粧台 10 地下1階 33平方メートル
		午後又は夜間	4,610	
		全日	11,300	
	リハーサル室 (兼大部屋)	午前	3,860	地下1階 119平方メートル
		午後又は夜間	5,850	
		全日	13,600	
小ホール 第1楽屋 小ホール 第2楽屋	午前、午後又は夜間	2,800	化粧台 5 中3階 21平方メートル	
	全日	7,120		
第1浴室 第2浴室	午前、午後又は夜間	1,810	地下1階 5平方メートル	
	全日	3,640		

(5) ギャラリーの使用料

区 分	使用時間	使用料(円)			区 割 等
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合		
			入場料が1,000円以下の場合	入場料が1,001円以上の場合	
ギャラリー(A)	午前9時から 午後5時まで	2,490 (1区割当たり)	3,910 (1区割当たり)	5,080 (1区割当たり)	12区割 3階 579平方メートル

ギャラリー(B)	午前9時から 午後5時まで	2,490 (1区割当 たり)	3,910 (1区割当 たり)	5,080 (1区割当 たり)	8区割 3階 412平方メートル
備考	準備又は後片付けのために使用する場合の使用料は、この表に定める入場料を徴収しない場合の使用料の70パーセントに相当する額とする。				

- 注 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当たりの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもって入場料とする。
- 2 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後10時までを、「全日」とは午前9時から午後10時までをいう。
- 3 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- 4 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行わない。
- 5 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合の超過時間の使用料は、1時間を単位として、使用料の時間割計算による額の120パーセントに相当する額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 6 1回の使用に係る使用料の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県条例第9号

新潟県立自然科学館条例の一部を改正する条例

新潟県立自然科学館条例（昭和56年新潟県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
(入館料) 第6条 自然科学館に観覧のため入館しようとする者は、次の表に掲げる入館料を納めなければならない。			(入館料) 第6条 自然科学館に観覧のため入館しようとする者は、次の表に掲げる入館料を納めなければならない。		
区 分	個人	団体(20人以上の場合に限る。)	区 分	個人	団体(20人以上の場合に限る。)
(略)			(略)		
その他(学齢に達しない者を除く。)	580円	1人につき470円	その他(学齢に達しない者を除く。)	570円	1人につき460円
(定期入館料) 第7条 前条の規定にかかわらず、次の表に掲げる定期入館料を納めた者は、6か月間に限り、規則で定めるところにより交付する定期入館券を提示して、観覧のため入館することができる。			(定期入館料) 第7条 前条の規定にかかわらず、次の表に掲げる定期入館料を納めた者は、6か月間に限り、規則で定めるところにより交付する定期入館券を提示して、観覧のため入館することができる。		
区 分	定期入館料		区 分	定期入館料	
小学校の児童 中学校の生徒 義務教育学校の児童及び生徒 中等教育学校の前期課程の生徒	420円		小学校の児童 中学校の生徒 義務教育学校の児童及び生徒 中等教育学校の前期課程の生徒	410円	
その他(学齢に達しない者を除く。)	2,300円		その他(学齢に達しない者を除く。)	2,260円	

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

新潟県条例第10号

新潟県立歴史博物館条例の一部を改正する条例

新潟県立歴史博物館条例（平成12年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第 1（第 3 条関係）				別表第 1（第 3 条関係）			
区 分		観 覧 料		区 分		観 覧 料	
		個人	団体（20人以上の団体に限る。）			個人	団体（20人以上の団体に限る。）
(略)				(略)			
その他（学齢に達しない者並びに小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒を除く。）		520円	1 人につき410円	その他（学齢に達しない者並びに小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童及び生徒を除く。）		510円	1 人につき400円
別表第 2（第 8 条関係）				別表第 2（第 8 条関係）			
区 分	使用時間	施設使用料		区 分	使用時間	施設使用料	
研修室	全面使用	午前 9 時から 正午まで	3,970円	研修室	全面使用	午前 9 時から 正午まで	3,900円
		午後 1 時から 午後 5 時まで	5,340円			午後 1 時から 午後 5 時まで	5,240円
		午前 9 時から 午後 5 時まで	9,320円			午前 9 時から 午後 5 時まで	9,150円
	半面使用	午前 9 時から 正午まで	1,990円		半面使用	午前 9 時から 正午まで	1,950円
		午後 1 時から 午後 5 時まで	2,670円			午後 1 時から 午後 5 時まで	2,620円
		午前 9 時から 午後 5 時まで	4,650円			午前 9 時から 午後 5 時まで	4,570円
講 堂	午前 9 時から 正午まで	11,200円	講 堂	午前 9 時から 正午まで	11,000円		
	午後 1 時から 午後 5 時まで	15,000円		午後 1 時から 午後 5 時まで	14,700円		
	午前 9 時から 午後 5 時まで	26,200円		午前 9 時から 午後 5 時まで	25,700円		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県条例第11号

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例の一部を改正する条例

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター条例(平成13年新潟県条例第96号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第1(第6条、第9条、第16条関係)					別表第1(第6条、第9条、第16条関係)				
区分		単位	使用料		区分		単位	使用料	
会議室		(略)	320円		会議室		(略)	310円	
大研修室			1,260円		大研修室			1,240円	
小研修室			630円		小研修室			620円	
栄養実習室			1,260円		栄養実習室			1,240円	
フィットネスホール	(略)	(略)	(略)		フィットネスホール	(略)	(略)	(略)	
	1月券による使用	一般	(略)	2,100円		1月券による使用	一般	(略)	2,060円
		生徒等		840円			生徒等		820円
温水プール		(略)	470円		温水プール		(略)	460円	
備考(略)					備考(略)				
別表第2(第8条、第9条、第16条関係)					別表第2(第8条、第9条、第16条関係)				
名称	内容	単位	使用料		名称	内容	単位	使用料	
体力測定	総合コース	(略)	一般	5,240円	総合コース	(略)	(略)	一般	5,140円
			生徒等	2,620円				生徒等	2,570円
	ハイパワーコース	(略)	一般	3,040円	ハイパワーコース	(略)	(略)	一般	2,980円
			生徒等	1,520円				生徒等	1,490円
	ミドルパワーAコース	(略)	一般	3,350円	ミドルパワーAコース	(略)	(略)	一般	3,290円
			生徒等	1,680円				生徒等	1,650円
ミドルパワーBコース	(略)	一般	3,980円	ミドルパワーBコース	(略)	(略)	一般	3,910円	
		生徒等	1,990円				生徒等	1,950円	
ローパワーコース	(略)	一般	3,670円	ローパワーコース	(略)	(略)	一般	3,600円	
		生徒等	1,830円				生徒等	1,800円	
動作分析	(略)	(略)	一般	5,240円	動作分析	(略)	(略)	一般	5,140円
			生徒等	2,620円				生徒等	2,570円
生活習慣しつかり改善コース	(略)	(略)	24,100円		生活習慣しつかり改善コース	(略)	(略)	23,660円	
備考(略)					備考(略)				
別表第4(第9条、第16条関係)					別表第4(第9条、第16条関係)				
区分	単位	手数		料	区分	単位	手数		料
文書	普通のもの	(略)			文書	普通のもの	(略)		
	複雑な		1,650円			複雑な		1,620円	
			3,850円					3,780円	

	もの				もの		
	特殊な もの		5,500円		特殊な もの		5,400円
備考				備考			
<p>1 「普通のもの」とは、傷病名診断書、通院証明書等その内容が簡単なもの（特殊なものを除く。）をいう。</p> <p>2 「複雑なもの」とは、身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの（特殊なものを除く。）をいう。</p> <p>3 「特殊なもの」とは、恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るものをいう。</p>				<p>1 普通のもの及び複雑なものには、特殊なものに該当するものを含まないものとする。</p> <p>2 「特殊なもの」とは、保険金その他の給付金の請求に係るものをいう。</p>			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後における使用又は利用に係る使用料について適用し、同日前における使用又は利用に係る使用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第12号

新潟県立長岡屋内総合プール条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県立長岡屋内総合プール条例（平成17年新潟県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第1（第8条、第10条関係）					別表第1（第8条、第10条関係）				
区分	単位	基準額（円）			区分	単位	基準額（円）		
		大人 （高齢者及び障害者等を除く。）	高齢者 及び障害者等				大人 （高齢者及び障害者等を除く。）	高齢者 及び障害者等	
トレーニングルーム	通常使用	1回1人につき	730	630	トレーニングルーム	通常使用	1回1人につき	720	620
	3か月券による使用	3月間1人につき	13,200	11,300		3か月券による使用	3月間1人につき	12,960	11,110
	半年券による使用	6月間1人につき	21,100	18,100		半年券による使用	6月間1人につき	20,740	17,770
温浴プール		1回1人につき	470	470	温浴プール		1回1人につき	460	460
大会議室	基本額	1時間まで1室につき	2,720		大会議室	基本額	1時間まで1室につき	2,670	
		1時間を 超え3時間まで1室につき	4,090				1時間を 超え3時間まで1室につき	4,010	
	加算額	3時間を 超える1時間1室につき	2,720			加算額	3時間を 超える1時間1室につき	2,670	
小会議室	基本額	1時間まで1室につき	1,360		小会議室	基本額	1時間まで1室につき	1,340	
		1時間を 超え3時間まで1室につき	2,040				1時間を 超え3時間まで1室につき	2,010	
	加算額	3時間を 超える1時間1室につき	1,360			加算額	3時間を 超える1時間1室につき	1,340	
備考（略）					備考（略）				
別表第2（第8条、第10条、第13条関係）					別表第2（第8条、第10条、第13条関係）				
(1) プール施設の使用料（個人使用の場合）					(1) プール施設の使用料（個人使用の場合）				

区分		単位	使用料(円)			区分		単位	使用料(円)		
			大人 (高齢者及び障害者等を除く。)	小人	高齢者及び障害者等				大人 (高齢者及び障害者等を除く。)	小人	高齢者及び障害者等
プール施設	通常使用	1回1人につき	580	220	470	プール施設	通常使用	1回1人につき	570	210	460
	3か月券による使用	3月間1人につき	10,370	3,770	8,490		3か月券による使用	3月間1人につき	10,180	3,700	8,330
	半年券による使用	6月間1人につき	16,600	5,970	13,580		半年券による使用	6月間1人につき	16,290	5,860	13,330
備考 (略) (2) (略)						備考 (略) (2) (略)					

第2条 新潟県立長岡屋内総合プール条例の一部を次のように改正する。

別表第2第2号の表を次のように改める。

(2) プール施設の使用料(専用使用の場合)

区分	単位	使用料(円)						
		入場料を徴収しない場合			入場料を徴収する場合			
		営利又は宣伝を目的としない場合	営利又は宣伝を目的とする場合	営利又は宣伝を目的としない場合	営利又は宣伝を目的とする場合			
プール施設	メインプール	9コースまでを使用する場合1コース当たり1時間につき	2,100	6,280	16,760	3,140	9,430	25,140
		全コースを使用する場合1時間につき	16,770	50,280	134,080	25,140	75,430	201,140
	飛込プール	1時間につき	6,290	18,850	50,280	7,330	22,000	58,660
	サブプール	7コースまでを使用する場合1コース	2,100	6,280	16,760	3,140	9,430	25,140

	ス当たり 1時間 につき							
	全コース を使用す る場合1 時間につ き	13,420	39,810	107,280	20,110	60,340	160,900	

備考 8時間を超えて専用使用しようとする場合の使用料は、8時間使用する場合の使用料の額に、超過する1時間につき、この表に定める使用料の額の80パーセントに相当する額を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県条例第13号

新潟県立武道館条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県立武道館条例（平成28年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動前条等」という。）が存在する場合には当該移動前条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動前条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 （略）</p> <p>（事業）</p> <p>第2条 <u>武道館は、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p><u>(1) 道場その他の施設を提供すること。</u></p> <p><u>(2) 武道教室の開催等健康増進に関する事業を実施すること。</u></p> <p><u>(3) 武道競技の競技力の向上に関する事業を実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、武道館の設置の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>第3条 （略）</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第4条 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 第2条各号に掲げる武道館の事業の実施に関する業務</u></p> <p><u>(2) 第8条に規定する利用の承認に関する業務</u></p> <p><u>(3) 第9条に規定する利用承認の取消し等に関する業務</u></p> <p><u>(4) 武道館の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務</u></p> <p>（開館時間）</p> <p>第5条 <u>武道館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。</u></p> <p>（休館日）</p> <p>第6条 <u>武道館の休館日は、次に掲げる日とする。</u></p> <p><u>(1) 火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる日を除く。）</u></p> <p><u>(2) 12月29日から翌年の1月1日までの日</u></p>	<p>第1条 （略）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第3条 <u>指定管理者は、武道館の運営及び維持管理に関する業務を行うものとする。</u></p>

(開館時間又は休館日の変更)

第7条 前2条の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用の承認等)

第8条 武道館の施設又は附属設備で別表又は規則で定めるもの(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を承認しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設等を破損するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、武道館の管理上支障があると認めるとき。

3 指定管理者は、武道館の管理上必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。

4 施設等のうちトレーニングルームを利用することができる者は、12歳以上の者(小学校の児童及びこれに準ずる者を除く。)とする。

(利用承認の取消し等)

第9条 指定管理者は、前条第1項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 不正の手段により利用の承認を受けたとき。

(2) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 前条第3項の規定により利用の承認に付した条件に違反したとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(利用料金)

第10条 利用者は、施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納めなければならない。

2 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする。

3 利用料金は、別表又は規則で定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項

<p><u>の規定により利用料金を定めることが適当でない</u> <u>と認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、</u> <u>利用料金を定めることができる。</u></p> <p>5. <u>利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者</u> <u>は、特別の理由があると認めるときは、後納させ</u> <u>ることができる。</u></p> <p><u>(利用料金の免除)</u></p> <p>第11条 <u>指定管理者は、公益上必要があるものとし</u> <u>て規則で定める事由に該当すると認めるときは、</u> <u>利用料金の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p><u>(利用料金の不還付)</u></p> <p>第12条 <u>指定管理者が既に收受した利用料金は、還</u> <u>付しない。ただし、利用者の責めに帰することの</u> <u>できない事由により施設等を利用することができ</u> <u>なくなったときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(原状回復)</u></p> <p>第13条 <u>利用者は、施設等の利用を終了したとき(第</u> <u>9条の規定により利用の承認を取り消されたとき</u> <u>を含む。)は、直ちにこれを原状に回復しなければ</u> <u>ならない。</u></p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p>第14条 <u>故意又は過失により武道館の施設、設備、</u> <u>器具等を破損した者は、その損害を賠償しなけれ</u> <u>ばならない。</u></p> <p><u>(指定管理者の指定)</u></p> <p>第15条 <u>第3条の規定による指定を受けようとする</u> <u>ものは、規則で定めるところにより、知事に申請</u> <u>しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>第17条 (略)</p>	<p><u>(指定管理者の指定)</u></p> <p>第4条 <u>第2条の規定による指定を受けようとする</u> <u>ものは、規則で定めるところにより、知事に申請</u> <u>しなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p>
---	--

第2条 新潟県立武道館条例の一部を次のように改正する。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第8条、第10条関係)

(1) 個人利用の場合

区 分	単 位	基準額 (円)					
		一般	高校生等	中学生	小学生	高齢者	
武道施設	通常利用	1人につき1施設3時間	330	220	160	160	160
	回数券による利用	通常利用11回分に相当する利用分につき	3,300	2,200	1,600	1,600	1,600
トレーニングルーム	通常利用	1人につき3時間	330	220	160		160
	回数券による利用	通常利用11回分に相当する利用分につき	3,300	2,200	1,600		1,600

備考

- 1 「武道施設」とは、大道場、小道場（畳敷き）、小道場（板張り）、弓道場（近的）、弓道場（遠的）及び相撲場をいう。
- 2 「一般」とは、18歳以上の者（高校生等及び高齢者を除く。）をいう。
- 3 「高校生等」とは、高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びに15歳以上18歳未満の者（中学生を除く。）をいう。
- 4 「中学生」とは、中学校の生徒及びこれに準ずる者をいう。
- 5 「小学生」とは、小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。
- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 利用時間が3時間に満たないとき、又は利用時間に3時間未満の端数を生じたときは、当該利用時間又は端数の時間を3時間として算定する。

(2) 専用利用の場合

区 分			基準額（円）			
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
大道場	入場料を徴収しない場合	全面利用	10,560	10,560	10,560	10,560
		分割利用（2分の1）	5,280	5,280	5,280	5,280
		分割利用（4分の1）	2,640	2,640	2,640	2,640
		分割利用（8分の1）	1,320	1,320	1,320	1,320
	入場料を徴収する場合	全面利用	52,800	52,800	52,800	52,800
小 道 場 （ 畳 敷 き ）	入場料を徴収しない場合	全面利用	3,960	3,960	3,960	3,960
		分割利用（3分の2）	2,640	2,640	2,640	2,640
		分割利用（3分の1）	1,320	1,320	1,320	1,320
	入場料を徴収する場合	全面利用	19,800	19,800	19,800	19,800
小 道 場 （ 板 張 り ）	入場料を徴収しない場合	全面利用	2,640	2,640	2,640	2,640
		分割利用（2分の1）	1,320	1,320	1,320	1,320
	入場料を徴収する場合	全面利用	13,200	13,200	13,200	13,200
弓 道 場 （ 近 的 ）	入場料を徴収しない場合	2,640	2,640	2,640	2,640	
	入場料を徴収する場合	13,200	13,200	13,200	13,200	
弓 道 場 （ 遠 的 ）	入場料を徴収しない場合	1,760	1,760	1,760	1,760	
	入場料を徴収する場合	8,800	8,800	8,800	8,800	
相撲場	入場料を徴収しない場合	1,760	1,760	1,760	1,760	
	入場料を徴収する場合	8,800	8,800	8,800	8,800	
研修室			1,320	1,320	1,320	1,320
会議室			1,320	1,320	1,320	1,320

備考 研修室及び会議室の額は、1室当たりの額とする。

附 則

この条例は、平成31年12月1日から施行する。

新潟県条例第14号

新潟県関岬キャンプ場条例の一部を改正する条例

新潟県関岬キャンプ場条例（平成7年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第6条、第9条、第16条関係）			別表（第6条、第9条、第16条関係）		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
オートキャンプ サイト	(略)	9,430円	オートキャンプ サイト	(略)	9,260円
一般キャンプサ イト	(略)	4,720円	一般キャンプサ イト	(略)	4,630円
シャワー	(略)	320円	シャワー	(略)	310円
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

新潟県条例第15号

大気汚染防止法に基づく排出基準を定める条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法に基づく排出基準を定める条例（昭和46年新潟県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表	別表
(略)	(略)
備考	備考
1 (略)	1 (略)
2 有害物質の量は、 <u>日本産業規格</u> K0105に定める方法のうち吸光光度法により弗素として測定される量として、表示されたものであり、その量には、 <u>すすの掃除を行う場合等</u> においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を <u>超えない</u> 時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。	2 有害物質の量は、 <u>日本工業規格</u> K0105に定める方法のうち吸光光度法により弗素として測定される量として、表示されたものであり、その量には、 <u>すすの掃除を行なう場合等</u> においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間を <u>こえない</u> 時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
3～5 (略)	3～5 (略)

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

新潟県条例第16号

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例（昭和43年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
区分	試験、検査等の種類	使用料等の額		区分	試験、検査等の種類	使用料等の額	
		単位	料金（円）			単位	料金（円）
1 臨床検査	検査及びエックス線診断	(略)	健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）により算定した額の10分の8（実費又は健康保険法の規定による算定方法に基づく使用薬剤の薬価及び特定保険医療材料の材料価格（以下「薬価等」という。）に係る部分については、10分の10）に相当する額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）	1 臨床検査	検査及びエックス線診断	(略)	健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）により算定した額の10分の8（実費又は健康保険法の規定による算定方法に基づく使用薬剤の薬価及び特定保険医療材料の材料価格（以下「薬価等」という。）に係る部分については、10分の10）に相当する額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
(略)				(略)			
13 文書料	試験成績書、検査成績書、診断書及び証明書	(略)	1,650	13 文書料	試験成績書、検査成績書、診断書及び証明書	(略)	1,620
備考 (略)				備考 (略)			

別表第2 (第2条関係)

適用対象者	検査の種類	使用料等の額	
		単位	料金
1 防疫関係検査 (1)～(4) (略)	細菌学的検査 1 顕微鏡検査	(略)	健康保険法の規定による算定方法により算定した額の1,000分の615(実費等に係る部分については、10分の10)に相当する額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
	2 (略)	(略)	(略)
2 結核関係検査 (1)・(2) (略)	(略)	(略)	健康保険法の規定による算定方法により算定した額の100分の71(実費等に係る部分については、10分の10)に相当する額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

別表第2 (第2条関係)

適用対象者	検査の種類	使用料等の額	
		単位	料金
1 防疫関係検査 (1)～(4) (略)	細菌学的検査 1 顕微鏡検査	(略)	健康保険法の規定による算定方法により算定した額の1,000分の615(実費等に係る部分については、10分の10)に相当する額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
	2 (略)	(略)	(略)
2 結核関係検査 (1)・(2) (略)	(略)	(略)	健康保険法の規定による算定方法により算定した額の100分の71(実費等に係る部分については、10分の10)に相当する額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

新潟県条例第17号

新潟ユニゾンプラザ条例の一部を改正する条例

新潟ユニゾンプラザ条例（平成8年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条、第15条関係）

(1) 多目的ホールの使用料

使用時間		使用料(円)			
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合		
			入場料が3,000円未満の場合	入場料が3,000円以上5,000円未満の場合	入場料が5,000円以上の場合
平日	午前	19,700	21,700	27,600	31,600
	午後	26,700	29,800	37,400	42,800
	夜間	28,800	32,100	40,500	45,900
	全日	67,600	75,300	94,900	108,100
日曜日、土曜日及び祝日	午前	29,500	32,600	41,400	47,400
	午後	39,500	43,800	55,500	62,900
	夜間	42,800	47,100	59,800	68,300
	全日	101,500	112,900	142,400	162,100

(2) 会議室、研修室等の使用料

区分	使用時間	使用料(円)	
大 研 修 室	午前	19,100	
	午後	25,500	
	夜間	22,300	
	全日	60,200	
大 会 議 室	全 面 使 用	午前	16,600
		午後	22,000
		夜間	19,300
		全日	52,000
	分割使用（西側）	午前	9,320
		午後	12,400
		夜間	10,900
		全日	29,400
	分割使用（東側）	午前	10,900
		午後	14,600
		夜間	12,700
		全日	34,400
中 研 修 室	全 面 使 用	午前	14,800
		午後	19,700
		夜間	17,200
		全日	46,500
	分割使用（南側）	午前	8,070
		午後	10,800
		夜間	9,430
		全日	25,500
	分割使用（北側）	午前	8,900
		午後	11,800
		夜間	10,400
		全日	28,000

小 研 修 室 1	午 午 夜 全	前 後 間 日	5,870 7,750 6,810 18,400
小 研 修 室 2	午 午 夜 全	前 後 間 日	7,230 9,640 8,380 22,700
小 研 修 室 3	午 午 夜 全	前 後 間 日	7,120 9,530 8,380 22,500
小 研 修 室 4	午 午 夜 全	前 後 間 日	5,550 7,440 6,500 17,500
特 別 会 議 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	13,800 18,300 16,000 43,300
介 護 実 習 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	8,070 10,800 9,430 25,500
調 理 実 習 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	5,870 7,550 6,700 18,100
講 師 控 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	3,150 4,080 3,670 9,850
応 接 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	4,190 5,350 4,820 12,900
楽 屋 1	午 午 夜 全	前 後 間 日	2,670 2,670 2,670 7,220
楽 屋 2	午 午 夜 全	前 後 間 日	2,670 2,670 2,670 7,220
和 室	午 午 夜 全	前 後 間 日	2,930 3,880 3,450 9,220

注 1 「入場料」とは、名称のいかんを問わず、1回の入場の対価として徴収する1人当たりの金額をいい、その金額に区分がある場合は、その最高の金額をもって入場料とする。

- 2 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時30分から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 3 施設を使用する時間がこの表に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行わない。
- 4 あらかじめ承認された使用時間を超過して使用する場合は、超過時間の使用料は、1時間を単位として、この表に定める額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額とする。
- 5 準備又は練習のために多目的ホールを使用する場合は、この表に定める入場料を徴収しない場合の額の70パーセントに相当する額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。
-

新潟県条例第18号

新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例

新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第59号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条の2第4項、第18条並びに第21条第1項及び第2項の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（既存病床数及び申請病床数の補正に関する基準等）

第3条 法第7条の2第4項の規定により、既存の病床数及び申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、省令第30条の33に定めるところによるものとする。

2 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第28条の規定による既存の病床数の算定の基準は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）第42条に定めるところによるものとする。

（専属薬剤師の配置に関する基準）

第4条 法第18条の規定により、病院又は診療所に置かなければならない専属の薬剤師の配置の基準は、省令第6条の6に定めるところによるものとする。

（病院の従業者に関する基準）

第5条 法第21条第1項の規定により、病院が有しなければならない同項第1号に規定する従業者及びその員数の基準は、省令第19条第2項、第3項及び第5項、第43条の2、第52条第5項及び第6項、第52条の2第1項、第53条並びに第53条の2第1項並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。）附則第20条に定めるところによるものとする。

（病院の施設に関する基準）

第6条 法第21条第1項の規定により、病院が有しなければならない同項第12号に規定する条例で定める施設及びその基準は、省令第21条及び平成13年改正省令附則第22条に定めるところによるものとする。

（療養病床を有する診療所の従業者に関する基準）

第7条 法第21条第2項の規定により、療養病床を有する診療所が有しなければならない同項第1号に規定する従業者及びその員数の基準は、省令第21条の2第2項から第4項まで、第54条、第54条の2第1項、第55条及び第55条の2第1項並びに平成13年改正省令附則第23条に定めるところによるものとする。

（療養病床を有する診療所の施設に関する基準）

第8条 法第21条第2項の規定により、療養病床を有する診療所が有しなければならない同項第3号に規定する条例で定める施設及びその基準は、省令第21条の4及び平成13年改正省令附則第24条に定めるところによるものとする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県条例第19号

新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

新潟県看護職員修学資金貸与条例（昭和39年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
(返還の債務の当然免除) 第7条 (略) 2 前項に規定する特定医療施設等とは、県内に所在する次に掲げる施設等をいう。 (1)～(8) (略) <u>(9) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院</u> <u>(10)</u> (略)	(返還の債務の当然免除) 第7条 (略) 2 前項に規定する特定医療施設等とは、県内に所在する次に掲げる施設等をいう。 (1)～(8) (略) (9) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第20号

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例

新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例（平成22年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則 1・2 (略) (この条例の失効) 3 この条例は、 <u>平成32年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この条例は、同日後も、なお効力を有する。	附 則 1・2 (略) (この条例の失効) 3 この条例は、 <u>平成31年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日以前に貸与決定が行われた修学資金及び当該修学資金に係る修学生については、この条例は、同日後も、なお効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第21号

新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県介護保険法関係手数料条例（平成10年新潟県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
1 法第69条の2第1項の規定により介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者	介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料	1件につき <u>1,800円</u>	1 法第69条の2第1項の規定により介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者	介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料	1件につき <u>700円</u>
(略)	(略)		(略)	(略)	
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県条例第22号

新潟県立環境と人間のふれあい館条例の一部を改正する条例

新潟県立環境と人間のふれあい館条例（平成13年新潟県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
区 分	使用時間	施設使用料	区 分	使用時間	施設使用料
研修室	(略)		研修室	(略)	
	午後1時から午後5時まで	<u>4,700円</u>		午後1時から午後5時まで	<u>4,600円</u>
	午前9時から午後5時まで	<u>8,300円</u>		午前9時から午後5時まで	<u>8,200円</u>
(略)			(略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第23号

新潟県障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

新潟県障害者リハビリテーションセンター条例（昭和39年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第4条 センターにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 傷病名診断書、通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>1,650円</u></p> <p>(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの(次号に掲げるものを除く。) 1通につき <u>3,850円</u></p> <p>(3) 恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るもの 1通につき <u>5,500円</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第4条 センターにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 傷病名診断書、通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>1,620円</u></p> <p>(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの(次号に掲げるものを除く。) 1通につき <u>3,780円</u></p> <p>(3) 恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るもの 1通につき <u>5,400円</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

新潟県条例第24号

新潟県児童福祉施設条例の一部を改正する条例

新潟県児童福祉施設条例（昭和39年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第4条 センターにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 傷病名診断書、入通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>1,650円</u></p> <p>(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの(次号に掲げるものを除く。) 1通につき <u>3,850円</u></p> <p>(3) 恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るもの 1通につき <u>5,500円</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第4条 センターにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 傷病名診断書、入通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1通につき <u>1,620円</u></p> <p>(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの(次号に掲げるものを除く。) 1通につき <u>3,780円</u></p> <p>(3) 恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るもの 1通につき <u>5,400円</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

新潟県条例第25号

コロニーにいがた白岩の里条例の一部を改正する条例

コロニーにいがた白岩の里条例（昭和46年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料)</p> <p>第4条 コロニーにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 傷病名診断書、通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1 通につき<u>1,650円</u></p> <p>(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの(次号に掲げるものを除く。) 1 通につき<u>3,850円</u></p> <p>(3) 恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るもの 1 通につき<u>5,500円</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第4条 コロニーにおいて診断書又は証明書の交付を受けようとする者は、次に定めるところにより手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 傷病名診断書、通院証明書等その内容が簡単なもの（第3号に掲げるものを除く。） 1 通につき<u>1,620円</u></p> <p>(2) 身体障害者診断書、福祉手当認定診断書等その内容が複雑なもの(次号に掲げるものを除く。) 1 通につき<u>3,780円</u></p> <p>(3) 恩給、年金、自動車損害賠償責任保険の保険金等の請求に係るもの 1 通につき<u>5,400円</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

新潟県条例第26号

新潟県障害者交流センター条例の一部を改正する条例

新潟県障害者交流センター条例（平成9年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前							
別表第2（第7条、第9条関係）					別表第2（第7条、第9条関係）							
施設	使用方法	区 分			使用料	施設	使用方法	区 分			使用料	
体育館	個人使用	小学校又は義務教育学校の前期課程の児童及び中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程の生徒	通常使用	(略)	220円	体育館	個人使用	小学校又は義務教育学校の前期課程の児童及び中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程の生徒	通常使用	(略)	210円	
			回数券による使用	(略)	1,100円				回数券による使用	(略)	1,050円	
		高等学校又は中等教育学校の後期課程の生徒	通常使用	(略)	320円	高等学校又は中等教育学校の後期課程の生徒	通常使用	(略)	310円			
			回数券による使用	(略)	1,600円		回数券による使用	(略)	1,550円			
		その他の者（学齢に達しない者を除く。）	通常使用	(略)	470円	その他の者（学齢に達しない者を除く。）	通常使用	(略)	460円			
			回数券による使用	(略)	2,350円		回数券による使用	(略)	2,300円			
	専用使用	午前				3,400円	専用使用	午前				3,300円
		午後				8,100円		午後				8,000円
		夜間				7,900円		夜間				7,800円
	温水プール	個人使用	小学校又は義務教育学校の前期課程の児童	通常使用	(略)	370円	温水プール	個人使用	小学校又は義務教育学校の前期課程の児童	通常使用	(略)	360円
回数券による使用				(略)	1,850円	回数券による使用				(略)	1,800円	

		童及び 中 学 校、義 務教育 学校の 後期課 程又は 中等教 育学校 の前期 課程の 生徒							
		高等学 校又は 中等教 育学校 の後期 課程の 生徒	通常 使用	(略)	420円				
		高等学 校又は 中等教 育学校 の後期 課程の 生徒	回数 券によ る使用	(略)	2,100円				
		その他 の者 (学齢 に達し ない者 を除く。)	通常 使用	(略)	630円				
		その他 の者 (学齢 に達し ない者 を除く。)	回数 券によ る使用	(略)	3,150円				
	専用 使用	午前				8,700円			
		午後				19,900円			
		夜間				24,000円			
ト レ ー ニ ン グ ル ーム	個人 使用	中 学 校、義 務教育 学校の 後期課 程又は 中等教 育学校 の前期 課程の 生徒	通常 使用	(略)	220円				
		中 学 校、義 務教育 学校の 後期課 程又は 中等教 育学校 の前期 課程の 生徒	回数 券によ る使用	(略)	1,100円				
		高等学 校又は 中等教 育学校 の後期 課程の 生徒	通常 使用	(略)	320円				
		高等学 校又は 中等教 育学校 の後期 課程の 生徒	回数 券によ る使用	(略)	1,600円				
		その他 の者 (小学	通常 使用	(略)	470円				
		その他 の者 (小学	回数	(略)	2,350円				
		童及び 中 学 校、義 務教育 学校の 後期課 程又は 中等教 育学校 の前期 課程の 生徒							
		高等学 校又は 中等教 育学校 の後期 課程の 生徒	通常 使用	(略)	410円				
		高等学 校又は 中等教 育学校 の後期 課程の 生徒	回数 券によ る使用	(略)	2,050円				
		その他 の者 (学齢 に達し ない者 を除く。)	通常 使用	(略)	620円				
		その他 の者 (学齢 に達し ない者 を除く。)	回数 券によ る使用	(略)	3,100円				
	専用 使用	午前				8,500円			
		午後				19,500円			
		夜間				23,600円			
ト レ ー ニ ン グ ル ーム	個人 使用	中 学 校、義 務教育 学校の 後期課 程又は 中等教 育学校 の前期 課程の 生徒	通常 使用	(略)	210円				
		中 学 校、義 務教育 学校の 後期課 程又は 中等教 育学校 の前期 課程の 生徒	回数 券によ る使用	(略)	1,050円				
		高等学 校又は 中等教 育学校 の後期 課程の 生徒	通常 使用	(略)	310円				
		高等学 校又は 中等教 育学校 の後期 課程の 生徒	回数 券によ る使用	(略)	1,550円				
		その他 の者 (小学	通常 使用	(略)	460円				
		その他 の者 (小学	回数	(略)	2,300円				

		校又は義務教育学校の前期課程の児童及び学齢に達しない者を除く。)	券による使用						
(略)					(略)				
研修室	(略)				320円	研修室	(略)		310円
会議室	(略)				320円	会議室	(略)		310円
集会室	(略)				320円	集会室	(略)		310円
音楽室	(略)				220円	音楽室	(略)		210円
宿泊室	(略)				1,100円	宿泊室	(略)		1,080円
備考 (略)					備考 (略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県条例第27号

新潟県起業化支援・交流拠点施設条例の一部を改正する条例

新潟県起業化支援・交流拠点施設条例（平成15年新潟県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表 （第6条、第8条、第17条関係）			別表 （第6条、第8条、第17条関係）		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) プレゼンテーションルーム、商談室、会議室及び研修室			(2) プレゼンテーションルーム、商談室、会議室及び研修室		
区 分	使用時間	使用料 (円)	区 分	使用時間	使用料 (円)
プレゼンテーション ルーム	午前	5,810	プレゼンテーション ルーム	午前	5,700
	午後	7,740		午後	7,600
	夜間	7,740		夜間	7,600
	全日	19,100		全日	18,800
商談室	午前	5,700	商談室	午前	5,600
	午後	7,540		午後	7,400
	夜間	7,540		夜間	7,400
	全日	18,600		全日	18,300
会議室	午前	4,790	会議室	午前	4,700
	午後	6,420		午後	6,300
	夜間	6,420		夜間	6,300
	全日	15,800		全日	15,500
研修室	午前	6,310	研修室	午前	6,200
	午後	8,250		午後	8,100
	夜間	8,250		夜間	8,100
	全日	20,600		全日	20,200
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第28号

新潟県再生可能・次世代エネルギー基金条例

(設置)

第1条 新潟県の多様な地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進等により、将来におけるエネルギーの選択の幅の拡大を目指すとともに、県内関連産業の振興を図るため、新潟県再生可能・次世代エネルギー基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

(繰替運用)

第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(収益金の処理)

第5条 基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県条例第29号

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例（昭和48年新潟県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動別表項」という。）を当該移動別表項に対応する次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
(手数料の徴収)				(手数料の徴収)			
<p>第1条 新潟県工業技術総合研究所、新潟県工業技術総合研究所下越技術支援センター、新潟県工業技術総合研究所県央技術支援センター、新潟県工業技術総合研究所中越技術支援センター、新潟県工業技術総合研究所上越技術支援センター及び新潟県工業技術総合研究所素材応用技術支援センター（以下「センター等」という。）に対し、試験、検査、分析、測定、写真、設計、デザイン、加工その他工業に関する試験研究（以下「試験等」という。）を依頼する者又は成績書の副本の交付を受けようとする者から、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。</p>				<p>第1条 新潟県工業技術総合研究所、新潟県工業技術総合研究所下越技術支援センター、新潟県工業技術総合研究所県央技術支援センター、新潟県工業技術総合研究所中越技術支援センター、新潟県工業技術総合研究所上越技術支援センター及び新潟県工業技術総合研究所素材応用技術支援センター（以下「センター等」という。）に対し、試験、検査、分析、測定、写真、設計、デザイン、加工その他工業に関する試験研究（以下「試験等」という。）を依頼する者若しくは成績書の副本の交付を受けようとする者又は工業技術に関する情報の提供を受けようとする者から、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。</p>			
(徴収方法)				(徴収方法)			
<p>第3条 手数料は、条例で定める証紙により徴収する。</p>				<p>第3条 手数料は、条例で定める証紙により徴収する。<u>ただし、工業技術に関する情報の提供に係る手数料は、納入通知書により徴収する。</u></p>			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
試験、検査等の種類		手数料の算定の単位		試験、検査等の種類		手数料の算定の単位	
(略)				(略)			
2	(略)			2	(略)		
測定	(2)	(略)		(2)	(略)		(略)
		電	エ 雑音端子電		電	エ 雑音端子電	
		気	圧、伝導妨害		気	圧、伝導妨害	
		的	波又は雑音電		的	波又は雑音電	
測		力の測定	力の測定				
定		(ア) (略)	(ア) (略)				
		(イ) <u>3メートル</u>	(イ) <u>3メートル</u>				
		<u>電波暗室</u>	<u>電波暗室</u>				
		(登録)を	(登録)を				
		使用する場	使用する場				
		合	合				
		(ウ) <u>10メートル</u>	〃				
		<u>電波暗室</u>					
		(登録)を					

		使用する場 合	
		オ 放射電界強 度の測定 (ア) (略) (略) (イ) 3メート ル電波暗室 (登録)を 使用する場 合 (ウ) 10メート ル電波暗室 (登録)を 使用する場 合	//
		(略)	
	(略)		
3	(1)	(略)	
試験	強度 試験	オ 疲労試験 (ア) 恒温槽を 使用しない 場合 (イ) 恒温槽を 使用する場 合	1 試料 1 時間 //
	(略)		
	(4)	(略)	
	電気 試験	イ イミュニテ ィ試験又は耐 ノイズ試験 (ア) (略) (略) (イ) 3メート ル電波暗室 (登録)を 使用する場 合 (ウ) 10メート ル電波暗室 (登録)を 使用する場 合	//
	(略)		
	(略)		
	6	(略)	(略)
	7	(略)	(略)
備考 (略)			

		オ 放射電界強 度の測定 (ア) (略) (略) (イ) 電波暗室 (登録)を 使用する場 合	(略) (略)
		(略)	
	(略)		
3	(1)	(略)	
試験	強度 試験	オ 疲労試験	1 試料 1 時間
	(略)		
	(4)	(略)	
	電気 試験	イ イミュニテ ィ試験又は耐 ノイズ試験 (ア) (略) (略) (イ) 電波暗室 (登録)を 使用する場 合	(略) (略)
	(略)		
	(略)		
	6	情報の提供	1 件
	7	(略)	(略)
	8	(略)	(略)
備考 (略)			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表2の部(2)の款エの項及びオの項並びに同表3の部(4)の款イの項の改正は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第1条、第3条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の依頼に係る手数料について適用し、同日前の依頼に係る手数料については、なお従前の例による。

新潟県条例第30号

新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例（平成21年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（自動車取得税の課税免除等）</p> <p>第8条 電気自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録（以下「新規登録」という。）又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）が<u>平成31年9月30日</u>までに行われた場合においては、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の2第2項第3号に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成31年9月30日</u>までに行われたときに限り、法第119条及び附則第12条の2の2第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき法第119条又は附則第12条の2の2第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。</p> <p style="text-align: center;">（自動車税の課税免除等）</p> <p>第9条 電気自動車で<u>平成26年4月1日から平成31年9月30日</u>までの間（以下「対象期間」という。）に初めて新規登録を受けたものに対しては、当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税を課さない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この条例は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p style="text-align: center;">（自動車取得税の課税免除等）</p> <p>第8条 電気自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録（以下「新規登録」という。）又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）が<u>平成31年3月31日</u>までに行われた場合においては、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の2第2項第3号に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成31年3月31日</u>までに行われたときに限り、法第119条及び附則第12条の2の2第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき法第119条又は附則第12条の2の2第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。</p> <p style="text-align: center;">（自動車税の課税免除等）</p> <p>第9条 電気自動車で<u>平成26年4月1日から平成31年3月31日</u>までの間（以下「対象期間」という。）に初めて新規登録を受けたものに対しては、当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税を課さない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この条例は、<u>平成31年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

第2条 新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下この条において「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 充電機能付電力併用自動車 地方税法(昭和25年法律第226号)第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 充電機能付電力併用自動車 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)附則第12条の2第2項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車又は新潟県県税条例(平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。)附則第20条第2項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車をいう。</p> <p>(3) (略)</p>
	<p>(自動車取得税の課税免除等)</p> <p>第8条 <u>電気自動車</u>で初めて新規登録等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条の規定による登録(以下「新規登録」という。)又は同法第59条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)を受けるものの取得(法附則第12条の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)が平成31年9月30日までに行われた場合においては、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p> <p>2 <u>充電機能付電力併用自動車</u>(法附則第12条の2第2項第3号に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第12条の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、法第119条及び附則第12条の2の2第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき法第119条又は附則第12条の2の2第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。</p> <p>(自動車税の課税免除等)</p> <p>第9条 <u>電気自動車</u>で平成26年4月1日から平成31年9月30日までの間(以下「対象期間」という。)に初めて新規登録を受けたものに対しては、当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税を課さない。</p> <p>2 <u>充電機能付電力併用自動車</u>(県税条例附則第20条第2項第3号に規定するものに限る。次項、第5項及び第6項において同じ。)が対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあつては当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条か</p>

- ら第61条までの規定にかかわらず、1台につき、県税条例附則別表第1の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額とする。
- 3 充電機能付電力併用自動車であって県税条例附則別表第1の第2号に掲げるもの及び第5号中トラックに類するもので最大積載量の定めのあるもののうち、最大乗車定員が4人以上であるものが対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条から第61条まで及び前項の規定にかかわらず、1台につき、同表の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額に、県税条例附則別表第2の自動車の区分の欄に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ同表の中間軽課税率の欄に掲げる額を加算した額とする。
- 4 乗用車又はキャンピング車でロータリー・エンジンを原動機とする自動車について前2項を適用する場合には、1つの作動室の容積にローター数を乗じて得た容積に1.5を乗じて得た容積を総排気量とみなす。
- 5 充電機能付電力併用自動車対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税(法第147条第3項(積雪地域の自動車税の標準税率)に規定する自動車税に限る。)に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条から第61条まで並びに第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該自動車についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第2項又は第3項に定める税率に、10分の10から県税条例第60条第1項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月数に10分の0.75を乗じた数を控除した割合を乗じたものとする。
- 6 充電機能付電力併用自動車対象期間に初めて新規登録を受けた場合にあっては当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税(県税条例第61条第1項各号のいずれかに該当する自動車で知事の承認を受けたものに対して課する自動車税に限る。)に限り、当該自動車の自動車税の税率は、県税条例第59条から第61条まで並びに第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、当該自動車についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第2項、第3項又は第5項に定める税率に2分の1を乗じたものとする。
- 7 前項の規定による知事の承認を受けようとする者は、別に知事が定める期日までに、別に知事が定める申請書を知事に提出しなければならない。

第8条 (略)	第10条 (略)
第9条 (略)	第11条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税及び平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。
-

新潟県条例第31号

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例

新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例（平成20年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（法人の県民税の不均一課税）</p> <p>第2条 知事は、法第4条第6項の規定による同意基本計画（同項の規定による同意が<u>平成31年3月31日</u>までにされたものに限る。以下同じ。）の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。以下同じ。）のうち規則で定める基準に適合するものに係る法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）であつて規則で定めるものに対し、当該減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略） （この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成36年3月31日</u>限り、その効力を失う。 （この条例の失効に伴う経過措置）</p> <p>3 法第4条第6項の規定による同意が<u>平成31年3月31日</u>までにされた同意基本計画に基づき承認地域経済牽引事業を実施する承認地域経済牽引事業者については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有</p>	<p style="text-align: center;">（法人の県民税の不均一課税）</p> <p>第2条 知事は、法第4条第6項の規定による同意基本計画（同項の規定による同意が<u>平成30年3月31日</u>までにされたものに限る。以下同じ。）の同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年内に、同意基本計画に基づく承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。以下同じ。）のうち規則で定める基準に適合するものに係る法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に定められた施設又は設備を構成する法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第23号に規定する減価償却資産を取得した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）であつて規則で定めるものに対し、当該減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人の県民税の法人税割（法人の県民税の特例に関する条例（昭和50年新潟県条例第29号。以下「特例条例」という。）第2条の規定の適用を受けるものに限る。）について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第22条及び特例条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する税率から、同条に規定する税率から県税条例第22条に規定する税率を控除して得た税率に2分の1を乗じて得た税率を控除して得た税率により不均一の課税をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略） （この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成35年3月31日</u>限り、その効力を失う。 （この条例の失効に伴う経過措置）</p> <p>3 法第4条第6項の規定による同意が<u>平成30年3月31日</u>までにされた同意基本計画に基づき承認地域経済牽引事業を実施する承認地域経済牽引事業者については、この条例は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有</p>

する。 4・5 (略)	する。 4・5 (略)
----------------	----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第32号

新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県立職業能力開発校条例（昭和44年新潟県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(授業料)</p> <p>第14条 普通課程の普通職業訓練を受ける訓練生は、月額<u>7,430円</u>の授業料を毎月25日までに納めなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(授業料)</p> <p>第14条 普通課程の普通職業訓練を受ける訓練生は、月額<u>4,950円</u>の授業料を毎月25日までに納めなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(寄宿料)</p> <p>第18条 寄宿舎に入舎している者は、月額<u>3,080円</u>以内の額で規則で定める額の寄宿料を毎月25日までに納めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(寄宿料)</p> <p>第18条 寄宿舎に入舎している者は、月額<u>3,030円</u>以内の額で規則で定める額の寄宿料を毎月25日までに納めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

第2条 新潟県立職業能力開発校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(授業料)</p> <p>第14条 普通課程の普通職業訓練を受ける訓練生は、月額<u>9,900円</u>の授業料を毎月25日までに納めなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(授業料)</p> <p>第14条 普通課程の普通職業訓練を受ける訓練生は、月額<u>7,430円</u>の授業料を毎月25日までに納めなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中新潟県立職業能力開発校条例第18条の改正及び附則第4項の規定 平成31年10月1日
 - (2) 第1条中新潟県立職業能力開発校条例第14条の改正及び次項の規定 平成32年4月1日
 - (3) 第2条及び附則第3項の規定 平成33年4月1日

(授業料に関する経過措置)
 - 2 第1条の規定による改正後の新潟県立職業能力開発校条例第14条第1項の規定は、前項第2号に定める日以後において入校した者について適用し、同日前において在籍している者については、なお従前の例による。
 - 3 第2条の規定による改正後の新潟県立職業能力開発校条例第14条第1項の規定は、附則第1項第3号に定める日以後において入校した者について適用し、同日前において在籍している者については、なお従前の例による。
- (寄宿料に関する経過措置)
- 4 第1条の規定による改正後の新潟県立職業能力開発校条例第18条第1項の規定は、附則第1項第1号に定める日以後における寄宿に係る寄宿料について適用し、同日前の寄宿に係る寄宿料については、なお従前の例による。

新潟県条例第33号

新潟県農業大学校条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県農業大学校条例（昭和58年新潟県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(授業料) 第7条 学生は、月額 <u>8,400円</u> の授業料を毎月25日までに納めなければならない。 2～4 (略)	(授業料) 第7条 学生は、月額 <u>6,900円</u> の授業料を毎月25日までに納めなければならない。 2～4 (略)

第2条 新潟県農業大学校条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(授業料) 第7条 学生は、月額 <u>9,900円</u> の授業料を毎月25日までに納めなければならない。 2～4 (略)	(授業料) 第7条 学生は、月額 <u>8,400円</u> の授業料を毎月25日までに納めなければならない。 2～4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成32年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は平成33年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の新潟県農業大学校条例第7条第1項の規定は、平成32年4月1日以後において入校した者について適用し、同日前において在籍している者については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の新潟県農業大学校条例第7条第1項の規定は、平成33年4月1日以後において入校した者について適用し、同日前において在籍している者については、なお従前の例による。

新潟県条例第34号

新潟県漁港管理条例の一部を改正する条例

新潟県漁港管理条例（昭和33年新潟県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
(利用料等) 第14条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の場合の占用料（工作物を設置しない場合の占用料を除く。）の額は、別表第1に定めるところにより算出した額に、 <u>1.1</u> を乗じて得た額とする。 3～6 (略)			(利用料等) 第14条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の場合の占用料（工作物を設置しない場合の占用料を除く。）の額は、別表第1に定めるところにより算出した額に、 <u>1.08</u> を乗じて得た額とする。 3～6 (略)		
(土砂採取料等) 第14条の2 (略) 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の場合の占用料の額は、別表第2に定めるところにより算出した額に、 <u>1.1</u> を乗じて得た額とする。 3・4 (略)			(土砂採取料等) 第14条の2 (略) 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の場合の占用料の額は、別表第2に定めるところにより算出した額に、 <u>1.08</u> を乗じて得た額とする。 3・4 (略)		
別表第2 (第14条の2関係) (1) 土砂採取料			別表第2 (第14条の2関係) (1) 土砂採取料		
区 分	算定の基礎	土砂採取料の額	区 分	算定の基礎	土砂採取料の額
砂 利	(略)	180円	砂 利	(略)	175円
かき込み砂利		160円	かき込み砂利		155円
土 砂		140円	土 砂		135円
石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	160円	石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	155円
	(略)	(略)		(略)	(略)
	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	120円		長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	115円
	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	3,610円		長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	3,530円
	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	7,230円		長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	7,060円
	長径120センチメートル以上	7,230円に長径が120センチメ		長径120センチメートル以上	7,060円に長径が120センチメ

のもの	ートルを超える 15センチメー トルまでごと に <u>723円</u> を加算 した額	のもの	ートルを超える 15センチメー トルまでごと に <u>706円</u> を加算 した額
備考 (略) (2) (略)		備考 (略) (2) (略)	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条第2項及び第14条の2第2項並びに別表第2の規定は、この条例の施行の日以後における占用に係る占用料及び採取に係る土砂採取料について適用し、同日以前における占用に係る占用料及び採取に係る土砂採取料については、なお従前の例による。

新潟県条例第35号

新潟県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県道路占用料徴収条例（昭和28年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(占用料の額)	(占用料の額)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の場合の占用料の額は、別表に定めるところにより算出した額に、 <u>1.1</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。	2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の場合の占用料の額は、別表に定めるところにより算出した額に、 <u>1.08</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。
3 (略)	3 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第36号

新潟県公共海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

新潟県公共海岸占用料等徴収条例（平成12年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前				
(占用料) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表第1の基準により算出した額に <u>1.1</u> を乗じて得た額とする。 3 (略)				(占用料) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たない場合の占用料の額は、別表第1の基準により算出した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額とする。 3 (略)				
別表第2 (第3条関係) 土石採取料基準				別表第2 (第3条関係) 土石採取料基準				
	種 類	単 位	土 石 採 取 料		種 類	単 位	土 石 採 取 料	
石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	160円	石	長径8センチメートル以上30センチメートル未満のもの	(略)	155円	
	(略)				(略)			
	長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	120円		長径45センチメートル以上60センチメートル未満のもの	(略)	115円	
	長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,610円		長径60センチメートル以上90センチメートル未満のもの	(略)	3,530円	
	長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,230円		長径90センチメートル以上120センチメートル未満のもの	(略)	7,060円	
	長径120センチメートル以上のもの	(略)	7,230円に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに723円を加算した額		長径120センチメートル以上のもの	(略)	7,060円に長径が120センチメートルを超える15センチメートルまでごとに706円を加算した額	
砂利	(略)	180円	砂利	(略)	175円			
かき込み砂利	(略)	160円	かき込み砂利	(略)	155円			
土砂	(略)	140円	土砂	(略)	135円			
備考 (略)				備考 (略)				

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

-
- 2 改正後の第2条第2項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料及び土石採取料について適用し、同日前に徴収すべき占用料及び土石採取料については、なお従前の例による。
-

新潟県条例第37号

新潟県都市公園条例の一部を改正する条例

新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前				
別表第2（第10条関係）				別表第2（第10条関係）				
(1) 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合				(1) 法第5条第1項の規定による公園施設の設置又は管理の許可を受けた場合				
区 分	単 位	金 額		区 分	単 位	金 額		
(略)				(略)				
公園施設の管理	(略)	1平方メートル当たりの建物の価格に1,000分の72を乗じて得た額と1平方メートル当たりの土地の価格に100分の5を乗じて得た額との合算額に <u>1.1</u> を乗じて得た額		公園施設の管理	(略)	1平方メートル当たりの建物の価格に1,000分の72を乗じて得た額と1平方メートル当たりの土地の価格に100分の5を乗じて得た額との合算額に <u>1.08</u> を乗じて得た額		
(2) 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合				(2) 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合				
区 分	単 位	金 額		区 分	単 位	金 額		
		新潟市	新潟市以外 の市	町 村		新潟市	新潟市以外 の市	町 村
(略)				(略)				(略)
競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	占用期間が1月未満の場合	(略)	198円	20円	(略)	194円	19円	(略)
	(略)				(略)			
(3) 第2条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合				(3) 第2条第1項又は第3項の規定による許可を受けた場合				
区 分	単 位	金 額		区 分	単 位	金 額		
物品を販売し、又は頒布すること。	(略)	770円		物品を販売し、又は頒布すること。	(略)	760円		
競技会、集会、展示	新潟県立鳥屋野潟公園新	(略)	95円	競技会、集会、展示	新潟県立鳥屋野潟公園新	(略)	93円	

会その他これらに類する催しをすること。	潟スタジアム2階ラウンジ及びパントリー			
	その他			46円
(略)				
ロケーション又は業として写真の撮影をすること。	ロケーション	(略)		17,000円
	写真の撮影	(略)		630円
新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム内に広告物を表示すること。	(略)			
	その他の広告物	(略)		80,200円
新潟県立鳥屋野潟公園野球場内に広告物を表示すること。	(略)			
	その他の広告物	内野	(略)	26,700円
		外野		

(4) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム、サブグラウンド及び野球場を除く。）

区 分				単 位	金 額	
新潟県立鳥屋野潟公園	多目的運動広場 (北側)	全面使用	青少年	(略)	410円	
			その他		820円	
		半面使用	青少年		205円	
			その他		410円	
		多目的運動広場 (南側)	全面使用		青少年	410円
					その他	820円
	半面使用	青少年	205円			
		その他	410円			
	レストハウス休憩ホール			午前	2,900円	
				午後	4,600円	
				全日	7,500円	
	展示学習室			(略)		
			全日	3,700円		
新潟県立紫	オートキャンプサイト		1サイトにつき	5,500円に		

会その他これらに類する催しをすること。	潟スタジアム2階ラウンジ及びパントリー			
	その他			47円
(略)				
ロケーション又は業として写真の撮影をすること。	ロケーション	(略)		17,300円
	写真の撮影	(略)		640円
新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム内に広告物を表示すること。	(略)			
	その他の広告物	(略)		81,700円
新潟県立鳥屋野潟公園野球場内に広告物を表示すること。	(略)			
	その他の広告物	内野	(略)	27,200円
		外野		

(4) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム、サブグラウンド及び野球場を除く。）

区 分				単 位	金 額	
新潟県立鳥屋野潟公園	多目的運動広場 (北側)	全面使用	青少年	(略)	420円	
			その他		840円	
		半面使用	青少年		210円	
			その他		420円	
		多目的運動広場 (南側)	全面使用		青少年	420円
					その他	840円
	半面使用	青少年	210円			
		その他	420円			
	レストハウス休憩ホール			午前	3,000円	
				午後	4,700円	
				全日	7,600円	
	展示学習室			(略)		
			全日	3,800円		
新潟県立紫	オートキャンプサイト		1サイトにつき	5,600円に		

雲寺記念公園

		1夜	使用しようとする者（学齢に達しない者を除く。）の数に児童等にあつては110円を、その他の者にあつては210円を乗じて得た額を加算した額		
		1サイトにつき日帰り	3,300円に使用しようとする者（学齢に達しない者を除く。）の数に児童等にあつては50円を、その他の者にあつては100円を乗じて得た額を加算した額		
テニスコート	青少年	(略)	260円		
	その他		520円		
多目的運動広場	青少年	(略)	420円		
	その他		840円		
屋内運動	体育館	児童等	午前又	2時間	1,290円

雲寺記念公園

		1夜	使用しようとする者（学齢に達しない者を除く。）の数に児童等にあつては105円を、その他の者にあつては210円を乗じて得た額を加算した額		
		1サイトにつき日帰り	3,200円に使用しようとする者（学齢に達しない者を除く。）の数に児童等にあつては50円を、その他の者にあつては100円を乗じて得た額を加算した額		
テニスコート	青少年	(略)	255円		
	その他		510円		
多目的運動広場	青少年	(略)	410円		
	その他		820円		
屋内運動	体育館	児童等	午前又	2時間	1,270円

新潟県立植物園	施設	高校生等	は午後	超過 1 時間	630円	
			夜間	(略)	1,290円	
			午前又は午後	2 時間	1,710円	
			は午後	超過 1 時間	860円	
			夜間	(略)	1,710円	
			その他	午前又は午後	2 時間	2,140円
				は午後	超過 1 時間	1,060円
				夜間	(略)	2,140円
		会議室		午前又は午後	2 時間	280円
				(略)		
		全面使用	午前	午後	4,200円	
				午後	6,300円	
全日	10,500円					
半面使用			(略)			
			午後	3,200円		
			全日	5,200円		

(5) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアムに限る。）

区 分				単 位	金 額
グラウンドスタンド	営利を目的としない場合	グラウンドのみを使用する場合	生徒等	午前	11,600円 (略)
				午後又は夜間	15,500円
				超過 1 時間	3,850円
			その他	午前	23,200円
				午後又は夜間	31,000円
				超過 1 時間	7,700円

新潟県立植物園	施設	高校生等	は午後	超過 1 時間	620円	
			夜間	(略)	1,270円	
			午前又は午後	2 時間	1,680円	
			は午後	超過 1 時間	840円	
			夜間	(略)	1,680円	
			その他	午前又は午後	2 時間	2,100円
				は午後	超過 1 時間	1,040円
				夜間	(略)	2,100円
		会議室		午前又は午後	2 時間	270円
				(略)		
		全面使用	午前	午後	4,100円	
				午後	6,200円	
全日	10,300円					
半面使用			(略)			
			午後	3,100円		
			全日	5,100円		

(5) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアムに限る。）

区 分				単 位	金 額
グラウンドスタンド	営利を目的としない場合	グラウンドのみを使用する場合	生徒等	午前	11,400円 (略)
				午後又は夜間	15,200円
				超過 1 時間	3,800円
			その他	午前	22,800円
				午後又は夜間	30,400円
				超過 1 時間	7,600円

グラウンド及び1階メインスタンドを使用する場合	生徒等	午前	14,600円
		午後又は夜間	19,500円
		超過1時間	4,900円
	その他	午前	29,200円
		午後又は夜間	39,000円
		超過1時間	9,800円
グラウンド、1階メインスタンド及び1階バックスタンドを使用する場合	生徒等	午前	17,600円
		午後又は夜間	23,500円
		超過1時間	5,850円
	その他	午前	35,200円
		午後又は夜間	47,000円
		超過1時間	11,700円
グラウンド及び1階スタンドの全部を使用する場合	生徒等	午前	20,550円
		午後又は夜間	27,450円
		超過1時間	6,900円
	その他	午前	41,100円
		午後又は夜間	54,900円
		超過1時間	13,800円
グラウンド、1階スタンドの全部及び2階メインスタンドを使	生徒等	午前	25,300円
		午後又は夜間	33,700円
		超過1時間	8,450円
	その他	午前	50,600円
		午後又は夜間	67,400円

グラウンド及び1階メインスタンドを使用する場合	生徒等	午前	14,350円
		午後又は夜間	19,150円
		超過1時間	4,800円
	その他	午前	28,700円
		午後又は夜間	38,300円
		超過1時間	9,600円
グラウンド、1階メインスタンド及び1階バックスタンドを使用する場合	生徒等	午前	17,300円
		午後又は夜間	23,050円
		超過1時間	5,750円
	その他	午前	34,600円
		午後又は夜間	46,100円
		超過1時間	11,500円
グラウンド及び1階スタンドの全部を使用する場合	生徒等	午前	20,200円
		午後又は夜間	26,950円
		超過1時間	6,750円
	その他	午前	40,400円
		午後又は夜間	53,900円
		超過1時間	13,500円
グラウンド、1階スタンドの全部及び2階メインスタンドを使	生徒等	午前	24,850円
		午後又は夜間	33,100円
		超過1時間	8,300円
	その他	午前	49,700円
		午後又は夜間	66,200円

	用する場合		超過 1 時間	16,900円
	グラウンド及びスタンドの全部を使用する場合	生徒等	午前	33,300円
			午後又は夜間	44,400円
			超過 1 時間	11,100円
	用する場合	その他	午前	66,600円
			午後又は夜間	88,800円
			超過 1 時間	22,200円
(略)				
大会運営室 1	(略)			520円
大会運営室 2	(略)			520円
(略)	(略)			(略)
大会運営室 4 A	(略)			420円
大会運営室 4 B	(略)			420円
更衣室	(略)			840円
(略)	(略)			(略)
控室 3	(略)			320円
控室 4	(略)			320円
(略)	(略)			(略)
会議室 5	(略)			420円
(略)	(略)			(略)
会議室 8	(略)			420円
(略)	(略)			(略)
売店 (36平方メートル以上50平方メートル未満)	(略)			320円
売店 (50平方メートル以上64平方メートル未満)	(略)			420円
売店 (64平方メートル以上)	(略)			520円
観覧室	(略)			7,400円

	用する場合		超過 1 時間	16,600円
	グラウンド及びスタンドの全部を使用する場合	生徒等	午前	32,700円
			午後又は夜間	43,600円
			超過 1 時間	10,900円
	用する場合	その他	午前	65,400円
			午後又は夜間	87,200円
			超過 1 時間	21,800円
(略)				
大会運営室 1	(略)			510円
大会運営室 2	(略)			510円
(略)	(略)			(略)
大会運営室 4 A	(略)			410円
大会運営室 4 B	(略)			410円
更衣室	(略)			820円
(略)	(略)			(略)
控室 3	(略)			310円
控室 4	(略)			310円
(略)	(略)			(略)
会議室 5	(略)			410円
(略)	(略)			(略)
会議室 8	(略)			410円
(略)	(略)			(略)
売店 (36平方メートル以上50平方メートル未満)	(略)			310円
売店 (50平方メートル以上64平方メートル未満)	(略)			410円
売店 (64平方メートル以上)	(略)			510円
観覧室	(略)			7,300円

特別室及び特別観覧席	営利を目的としない場合	午前	31,500円
		午後又は夜間	41,900円
		超過1時間	10,500円
		(略)	

(6) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園サブグラウンドに限る。）

区 分		単 位	金 額
営利を目的としない場合	生徒等	午前	3,300円
		午後	4,400円
		(略)	
	その他	午前	6,600円
		午後	8,800円
		(略)	
(略)			

(7) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園野球場に限る。）

区 分			単 位	金 額
グラウンド	営利を目的としない場合	生徒等	午前又は夜間	4,550円 (略)
			午後	6,050円
			超過1時間	1,550円(午後9時から翌日の午前9時までの間にあつては、1,850円)
		その他	午前又は夜間	9,100円
			午後	12,100円
			(略)	

特別室及び特別観覧席	営利を目的としない場合	午前	30,900円
		午後又は夜間	41,100円
		超過1時間	10,300円
		(略)	

(6) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園サブグラウンドに限る。）

区 分		単 位	金 額
営利を目的としない場合	生徒等	午前	3,250円
		午後	4,300円
		(略)	
	その他	午前	6,500円
		午後	8,600円
		(略)	
(略)			

(7) 第5条の2第1項の規定による許可を受けた場合（新潟県立鳥屋野潟公園野球場に限る。）

区 分			単 位	金 額
グラウンド	営利を目的としない場合	生徒等	午前又は夜間	4,450円 (略)
			午後	5,950円
			超過1時間	1,500円(午後9時から翌日の午前9時までの間にあつては、1,800円)
		その他	午前又は夜間	8,900円
			午後	11,900円
			(略)	

			超過 1 時間	3,100円(午後 9 時から翌日の午前 9 時までの間にあつては、 <u>3,700</u> 円)
(略)				
(略)				
(略)				
ロッカー室		(略)		320円
(略)				(略)
記者室				420円
(略)				(略)
特別室	営利を目的としない場合	午前又は夜間		8,100円
		午後		10,900円
		超過 1 時間		2,800円(午後 9 時から翌日の午前 9 時までの間にあつては、 <u>3,300</u> 円)
(略)				

(8) 新潟スタジアム、サブグラウンド及び体育館(専用使用の場合を除く。)並びにプールを使用する場合並びに観賞展示温室に入館する場合

区 分		単 位	金 額		
(略)					
屋内運動施設	体育館	(略)			
		回数券による使用	児童等	(略)	380円
			高校生等		470円
	その他			620円	
プール	児童等	(略)	315円		

			超過 1 時間	3,000円(午後 9 時から翌日の午前 9 時までの間にあつては、 <u>3,600</u> 円)
(略)				
(略)				
(略)				
ロッカー室		(略)		310円
(略)				(略)
記者室				410円
(略)				(略)
特別室	営利を目的としない場合	午前又は夜間		8,000円
		午後		10,700円
		超過 1 時間		2,700円(午後 9 時から翌日の午前 9 時までの間にあつては、 <u>3,200</u> 円)
(略)				

(8) 新潟スタジアム、サブグラウンド及び体育館(専用使用の場合を除く。)並びにプールを使用する場合並びに観賞展示温室に入館する場合

区 分		単 位	金 額		
(略)					
屋内運動施設	体育館	(略)			
		回数券による使用	児童等	(略)	370円
			高校生等		460円
	その他			610円	
プール	児童等	(略)	310円		

	その他			630円
	定期券による使用	児童等	1人につき 1月	1,600円
			1人につき 3月	3,750円
			1人につき 6月	6,250円
			1人につき 1年	10,050円
			その他	1人につき 1月
			1人につき 3月	7,500円
			1人につき 6月	12,500円
			1人につき 1年	20,100円
	回数券による使用	児童等	(略)	1,450円
		その他		2,900円
観賞展示温室	個人	児童等	(略)	315円
		その他		630円
	団体(20人以上の団体に限る。)	児童等		250円
		その他		500円
	(略)			
回数券による使用	児童等	(略)	1,450円	
	その他		2,900円	

備考 (略)

別表第3 (第15条関係)

単位	金額
10平方メートルにつき1日	34円

	その他			620円
	定期券による使用	児童等	1人につき 1月	1,550円
			1人につき 3月	3,700円
			1人につき 6月	6,150円
			1人につき 1年	9,850円
			その他	1人につき 1月
			1人につき 3月	7,400円
			1人につき 6月	12,300円
			1人につき 1年	19,700円
	回数券による使用	児童等	(略)	1,400円
		その他		2,800円
観賞展示温室	個人	児童等	(略)	310円
		その他		620円
	団体(20人以上の団体に限る。)	児童等		245円
		その他		490円
	(略)			
回数券による使用	児童等	(略)	1,400円	
	その他		2,800円	

備考 (略)

別表第3 (第15条関係)

単位	金額
10平方メートルにつき1日	33円

備考 (略)

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第38号

新潟県建築基準条例の一部を改正する条例

新潟県建築基準条例(昭和47年新潟県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び別表の項の表示に下線が引かれた号及び別表の項(以下「移動後号等」という。)に対応する次の表の改正前の欄中号及び別表の項の表示に下線が引かれた号及び別表の項(以下「移動号等」という。)が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等(以下「追加号等」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号及び別表の項の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。)に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条の規定に基づく災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築に関する制限、法第40条の規定に基づく建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、法第43条第3項の規定に基づく建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加並びに法第56条の2第1項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域及び生じさせてはならない日影時間、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第144条の4第2項(建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)第10条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく道に関する基準並びに法、政令及びこの条例に基づく事務に係る手数料の徴収並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づく県の事務処理の特例については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(仮設建築物等に対する適用除外)</p> <p>第 4 条 法第85条第5項又は第6項の規定により特定行政庁がその建築を許可する<u>仮設興行場等及び法第87条の3第5項又は第6項の規定により特定行政庁がその用途を変更して使用することを許可する建築物</u>については、第10条、第11条、第13条から第15条まで及び第17条から第20条までの規定は、適用しない。</p> <p>(道に関する基準)</p> <p>第 9 条の 2 政令第144条の4第2項(省令第10条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定により定める基準は、<u>政令第144条の4第1項</u>の規定によるほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第39条の規定に基づく災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築に関する制限、法第40条の規定に基づく建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限の付加、法第43条第3項の規定に基づく建築物又はその敷地と道路との関係についての制限の付加並びに法第56条の2第1項の規定に基づく日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域及び生じさせてはならない日影時間、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)第144条の4第2項の規定に基づく道に関する基準並びに法、政令及びこの条例に基づく事務に係る手数料の徴収並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づく県の事務処理の特例については、この条例の定めるところによる。</p> <p>(仮設興行場等に対する適用除外)</p> <p>第 4 条 法第85条第5項又は第6項の<u>仮設興行場等</u>で特定行政庁がその建築を許可するものについては、第10条、第11条、第13条から第15条まで及び第17条から第20条までの規定は、適用しない。</p> <p>(道に関する基準)</p> <p>第 9 条の 2 政令第144条の4第2項の規定により定める基準は、<u>同条第1項</u>の規定によるほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(市町村の条例との関係)

第22条 法第39条、第40条、第43条第3項若しくは第56条の2第1項又は政令第144条の4第2項(省令第10条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき市町村が条例を定めた場合に於ては、当該条例の規定に相当するこの条例の規定は、適用しない。ただし、当該条例が法の目的を十分に達し難いと知事が認めて告示した場合は、この限りでない。

(建築物に関する確認申請等手数料)

第23条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請をしようとする者は、確認申請1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	8,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	32,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	58,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	83,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	207,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	326,000円
50,000平方メートルを超えるもの	583,000円

2～4 (略)

(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料)

第24条 法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、申請に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前条の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納めなければならない。

- (1) 設置する場合(次号に掲げる場合を除く。)
 - 1万4,000円(小荷物専用昇降機については、8,000円)
- (2) 確認を受けた計画の変更をして設置する場合
 - 8,000円(小荷物専用昇降機については、5,000円)

2 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、一

(市町村の条例との関係)

第22条 法第39条、第40条、第43条第3項若しくは第56条の2第1項又は政令第144条の4第2項の規定に基づき市町村が条例を定めた場合に於ては、当該条例の規定に相当するこの条例の規定は、適用しない。ただし、当該条例が法の目的を十分に達し難いと知事が認めて告示した場合は、この限りでない。

(建築物に関する確認申請等手数料)

第23条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請をしようとする者は、確認申請1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	5,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	9,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	14,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	19,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	34,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	48,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	140,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	240,000円
50,000平方メートルを超えるもの	460,000円

2～4 (略)

(建築設備及び工作物に関する確認申請手数料)

第24条 法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、申請に係る計画に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前条の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納めなければならない。

- (1) 設置する場合(次号に掲げる場合を除く。)
 - 9,000円(小荷物専用昇降機については、4,000円)
- (2) 確認を受けた計画の変更をして設置する場合
 - 5,000円(小荷物専用昇降機については、3,000円)

2 法第87条の2において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、一

の建築設備につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 建築設備を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。） 1万4,000円（小荷物専用昇降機については、8,000円）
- (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 8,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）

3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、一の工作物につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 工作物を築造する場合（次号に掲げる場合を除く。） 1万3,000円
- (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 7,000円

（建築物に関する完了検査申請手数料）

第25条 法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、完了検査申請1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 法第7条の3第4項の規定による検査を受けた場合 次の表に掲げる手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	13,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	16,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	30,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	50,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	67,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	150,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	239,000円
50,000平方メートルを超えるもの	460,000円

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 次の表に掲げる手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	14,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	17,000円

の建築設備につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 建築設備を設置する場合（次号に掲げる場合を除く。） 9,000円（小荷物専用昇降機については、4,000円）
- (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 5,000円（小荷物専用昇降機については、3,000円）

3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請をしようとする者は、一の工作物につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 工作物を築造する場合（次号に掲げる場合を除く。） 8,000円
- (2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合 4,000円

（建築物に関する完了検査申請手数料）

第25条 法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、完了検査申請1件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 法第7条の3第4項の規定による検査を受けた場合 次の表に掲げる手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	10,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	11,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	15,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	21,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	35,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	47,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	110,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	180,000円
50,000平方メートルを超えるもの	370,000円

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 次の表に掲げる手数料

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	11,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	12,000円

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	23,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	32,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	52,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	71,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	160,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	249,000円
50,000平方メートルを超えるもの	469,000円

100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	16,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	22,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	36,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	50,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	120,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	190,000円
50,000平方メートルを超えるもの	380,000円

2 (略)

2 (略)

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料)

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料)

第26条 法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、申請に係る工事に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前条の手数料のほか、当該昇降機1基につき2万円(小荷物専用昇降機については、1万3,000円)の手数料を納めなければならない。

第26条 法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、申請に係る工事に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、前条の手数料のほか、当該昇降機1基につき1万3,000円(小荷物専用昇降機については、1万1,000円)の手数料を納めなければならない。

2 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、一の建築設備につき2万円(小荷物専用昇降機については、1万3,000円)の手数料を納めなければならない。

2 法第87条の2において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、一の建築設備につき1万3,000円(小荷物専用昇降機については、1万1,000円)の手数料を納めなければならない。

3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、一の工作物につき1万5,000円の手数料を納めなければならない。

3 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、一の工作物につき1万1,000円の手数料を納めなければならない。

(建築物に関する中間検査申請手数料)

(建築物に関する中間検査申請手数料)

第26条の2 法第7条の3第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、中間検査申請1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。

第26条の2 法第7条の3第1項の規定による検査の申請をしようとする者は、中間検査申請1件につき、次の表に掲げる手数料を納めなければならない。

検査の申請に係る部分の床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	12,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	28,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	46,000円

検査の申請に係る部分の床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	10,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	11,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	15,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	20,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	33,000円

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	62,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	140,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	219,000円
50,000平方メートルを超えるもの	409,000円

第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。

(1)・(2) (略)

(3) 法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請及び計画変更の確認の申請に係る書類の受理及び県への送付

(4) 法第7条第1項（法第87条第1項、第87条の4（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査の申請に係る書類の受理及び県への送付

(5) (略)

(6) 法第7条の6第1項第1号又は第2号（法第87条の4（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付

(7) (略)

(8) 法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の4（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に係る書類の受理及び県への送付

(9) 法第18条第16項（法第87条第1項、第87条の4（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事完了の通知に係る書類の受理及び県への送付

(10) (略)

(11) 法第18条第24項第1号又は第2号（法第87条の4（法第88条第2項において準用する場合を含む。）及び第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付

(12)～(25) (略)

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	45,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	100,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	160,000円
50,000平方メートルを超えるもの	330,000円

第30条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。

(1)・(2) (略)

(3) 法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請及び計画変更の確認の申請に係る書類の受理及び県への送付

(4) 法第7条第1項（法第87条第1項、第87条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査の申請に係る書類の受理及び県への送付

(5) (略)

(6) 法第7条の6第1項第1号又は第2号（法第87条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付

(7) (略)

(8) 法第18条第2項（法第87条第1項、第87条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知に係る書類の受理及び県への送付

(9) 法第18条第16項（法第87条第1項、第87条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事完了の通知に係る書類の受理及び県への送付

(10) (略)

(11) 法第18条第24項第1号又は第2号（法第87条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）及び第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付

(12)～(25) (略)

- (25)の2 法第53条第5項の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付
 - (26) 法第53条第6項第3号の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付
 - (27)～(34)の2 (略)
 - (35) 法第67条第3項第2号、第5項第2号又は第9項第2号の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付
 - (35)の2～(53) (略)
 - (54) 法第86条の8第1項又は第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請に係る書類の受理及び県への送付
 - (54)の2 法第87条の2第1項の規定による認定の申請に係る書類の受理及び県への送付
 - (54)の3 法第87条の3第3項、第5項又は第6項の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付
 - (55)～(57) (略)
- 2 (略)

別表 (第28条関係)

手数料を納めなければならない者	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定により仮使用の認定の申請をしようとする者	(略)
1の2～6 (略)	(略)
7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項及び第3項(これらの規定を法第88条第2項に	1件につき200,000円(法第48条第16項第1号の規定により同条第15項の規定による意見の聴取及び同意の取得を要しない許可に係る申請にあつては105,000円、同条第16項第2号の規定により同条第15項の規定による同意の取得を要しない許可に係る申請にあつては140,000円)

- (26) 法第53条第5項第3号の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付
 - (27)～(34)の2 (略)
 - (35) 法第67条の3第3項第2号、第5項第2号又は第9項第2号の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付
 - (35)の2～(53) (略)
 - (54) 法第86条の8第1項又は第3項の規定による認定の申請に係る書類の受理及び県への送付
 - (55)～(57) (略)
- 2 (略)

別表 (第28条関係)

手数料を納めなければならない者	手数料の額
1 法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定により仮使用の認定の申請をしようとする者	(略)
1の2～6 (略)	(略)
7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項及び第3項(これらの規定を法第88条第2項に	1件につき200,000円(法第48条第15項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない許可に係る申請にあつては、105,000円)

<p>において準用する場合を含む。)並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定により建築等の許可の申請をしようとする者</p>		<p>において準用する場合を含む。)並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定により建築等の許可の申請をしようとする者</p>	
8・9 (略)	(略)	8・9 (略)	(略)
<p>10 法第53条第4項又は第5項の規定により建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請をしようとする者</p>	(略)	<p>10 法第53条第4項の規定により建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請をしようとする者</p>	(略)
<p>11 法第53条第6項第3号の規定により建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請をしようとする者</p>	(略)	<p>11 法第53条第5項第3号の規定により建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請をしようとする者</p>	(略)
12～20の2 (略)	(略)	12～20の2 (略)	(略)
<p>21 法第67条第3項第2号の規定により建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請をしようとする者、同条第5項第2号の規定により建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第9項第2号の規定により建築物の防災都市計画施設に係る間口率若しくは高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</p>	(略)	<p>21 法第67条の3第3項第2号の規定により建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請をしようとする者、同条第5項第2号の規定により建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第9項第2号の規定により建築物の防災都市計画施設に係る間口率若しくは高さに関する特例の許可の申請をしようとする者</p>	(略)
21の2～38 (略)	(略)	21の2～38 (略)	(略)
<p>39 法第86条の8第1項若しくは第87条の2第1項の規定により2以上の工事の全体計画に係る認定の申請をしようとする者又は法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により2以上の工事の全体計画の</p>	(略)	<p>39 法第86条の8第1項の規定により2以上の工事の全体計画に係る認定の申請をしようとする者又は同条第3項の規定により2以上の工事の全体計画の変更に係る認定の申請をしようとする者</p>	(略)

変更に係る認定の申請をしようとする者 39の2 法第87条の3第5項の規定により建築物の用途を変更して興行場等として使用する許可の申請をしようとする者 39の3 法第87条の3第6項の規定により建築物の用途を変更して特別興行場等として使用する許可の申請をしようとする者 39の4 (略) 40 (略)	1件につき120,000円 (季節的に設ける浜茶屋及びこれに類するものにあつては、20,000円) 1件につき 160,000円 (略) (略)	(略)	(略)
39の2 (略) 40 (略)	(略)	39の2 (略) 40 (略)	(略) (略)

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第23条、第25条及び第26条の2の改正並びに第24条及び第26条の改正（「第87条の2」を「第87条の4」に改める部分を除く。）は、平成31年10月1日から施行する。

新潟県条例第39号

新潟県万代島駐車場条例の一部を改正する条例

新潟県万代島駐車場条例（平成13年新潟県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第3条、第9条関係）				別表（第3条、第9条関係）			
区 分	単 位	使用料		区 分	単 位	使用料	
普通駐車	(略)			普通駐車	(略)		
	大型車	(略)	2,100円		大型車	(略)	2,060円
定期駐車券による駐車	(略)	11,000円		定期駐車券による駐車	(略)	10,800円	
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定（大型車の普通駐車に係る部分に限る。）は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定（大型車の普通駐車に係る部分を除く。）は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第40号

新潟コンベンションセンター等条例の一部を改正する条例

新潟コンベンションセンター等条例（平成13年新潟県条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前						
別表第1（第5条、第7条、第14条関係）					別表第1（第5条、第7条、第14条関係）						
区 分			単位	使 用 料（円）		区 分			単位	使 用 料（円）	
				午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時まで	左に掲げる時間以外の時間					午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時まで	左に掲げる時間以外の時間
メインホール	全面使用	平日	(略)	25,300	30,400	メインホール	全面使用	平日	(略)	24,800	29,800
		休日等		37,900	45,500			休日等		37,200	44,700
	分割使用 (2分の1)	平日		14,000	16,800	分割使用 (2分の1)	平日	13,700		16,500	
		休日等		21,000	25,200		休日等	20,600		24,700	
国際会議室	平日	22,300		26,800	国際会議室	平日	21,900	26,300			
	休日等	33,500		40,200		休日等	32,900	39,500			
中会議室	全面使用	平日		7,850	9,430	中会議室	全面使用	平日		7,710	9,260
		休日等		11,800	14,300			休日等		11,600	14,000
	分割使用 (2分の1)	平日	4,400	5,350	分割使用 (2分の1)	平日	4,320	5,250			
		休日等	6,600	7,960		休日等	6,480	7,820			
小会議室	平日	1,780	2,200	小会議室	平日	1,750	2,160				
	休日等	2,720	3,350		休日等	2,670	3,290				
展示ホール	全面使用	平日	151,700	182,100	展示ホール	全面使用	平日	148,900	178,800		
		休日等	227,500	273,100			休日等	223,400	268,100		
	分割使用 (3分の2)	平日	111,200	133,500	分割使用 (3分の2)	平日	109,200	131,100			
		休日等	166,900	200,300		休日等	163,900	196,700			
	分割使用 (3分の1)	平日	60,800	72,900	分割使用 (3分の1)	平日	59,700	71,600			
		休日等	91,200	109,400		休日等	89,500	107,400			
展示控	展示控室 1	(略)	1,780	1,750	展示控	展示控室 1	(略)	1,750			

室等	展示控室 2	1,250
	展示控室 3	1,780
	展示控室 4 A	1,680
	展示控室 4 B	1,250
	展示控室 5 A	1,570
	展示控室 5 B	1,250
	展示控室 6	1,360
	(略)	
備考 (略)		

室等	展示控室 2	1,230
	展示控室 3	1,750
	展示控室 4 A	1,650
	展示控室 4 B	1,230
	展示控室 5 A	1,540
	展示控室 5 B	1,230
	展示控室 6	1,340
	(略)	
備考 (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第41号

新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

港湾施設及び その使用の区 分	使用料算定の基礎		国際拠点港湾	重要港湾		地方港湾	
			新潟港	直江津港	両津港 小木港	柏崎港 姫川港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港
係留 施設 の 岸 壁 、 係 船 く 使 用 い	輸出取引 等に係る 使用	係留時間が1時間以内の船舶 総トン数1トン につき	1円56銭	1円56銭	1円56銭	1円27銭	51銭
		係留時間が1時間を超え12時間以内の船舶 総 トン数1トンにつき	5円55銭	5円55銭	5円55銭	4円50銭	1円80銭
	係留時間が 12時間を超 える船舶	係留時間が24時間以内 総トン数 1トンにつき	7円40銭	7円40銭	7円40銭	6円	2円40銭
		係留時間が24時間を超える場合 その超える12時間までごとに総ト ン数1トンにつき	3円70銭	3円70銭	3円70銭	3円	1円20銭
その他の 使用	係留時間が1時間以内の船舶 総トン数1トン につき	1円72銭	1円72銭	1円72銭	1円40銭	56銭	
	係留時間が1時間を超え12時間以内の船舶 総	6円11銭	6円11銭	6円11銭	4円95銭	1円98銭	

及び 棧 橋	トン数1トンにつき							
	係留時間が 12時間を超 える船舶	係留時間が24時間以内 総トン数 1トンにつき	8円14銭	8円14銭	8円14銭	6円60銭	2円64銭	
		係留時間が24時間を超える場合 その超える12時間までごとに総ト ン数1トンにつき	4円7銭	4円7銭	4円7銭	3円30銭	1円32銭	
物 揚 場 及 び 係 船 護 岸	輸出取引 等に係る 使用	係船	総トン数300トン未満の船舶 1 隻1日につき	370円	370円	370円	無料	無料
			総トン数300トン以上500トン未満 の船舶 1隻1日につき	1,100円	1,100円	1,100円	無料	無料
			総トン数500トン以上の船舶 1 隻1日につき	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	870円
	貨物	使用日数が貨物の積卸作業開始前 2日以内又は完了後2日以内の場 合	無料	無料	無料	無料	無料	無料
		使用日数が貨物の積卸作業開始前 3日以上9日以内又は完了後3日 以上9日以内の場合 使用面積1 平方メートル使用日数1日につき	4円	4円	4円	4円	1円30銭	
		使用日数が貨物の積卸作業開始前 10日以上又は完了後10日以上の場合 使用面積1平方メートル使用	5円94銭	5円94銭	5円94銭	5円94銭	1円94銭	

		日数1日につき					
その他の 使用	係船	総トン数300トン未満の船舶 1 隻1日につき	407円	407円	407円	無料	無料
		総トン数300トン以上500トン未満 の船舶 1隻1日につき	1,210円	1,210円	1,210円	無料	無料
		総トン数500トン以上の船舶 1 隻1日につき	2,860円	2,860円	2,860円	2,860円	957円
	貨物	使用日数が貨物の積卸作業開始前 2日以内又は完了後2日以内の場 合	無料	無料	無料	無料	無料
		使用日数が貨物の積卸作業開始前 3日以上9日以内又は完了後3日 以上9日以内の場合 使用面積1 平方メートル使用日数1日につき	4円7銭	4円7銭	4円7銭	4円7銭	1円32銭
		使用日数が貨物の積卸作業開始前 10日以上又は完了後10日以上の場合 使用面積1平方メートル使用 日数1日につき	6円5銭	6円5銭	6円5銭	6円5銭	1円98銭
荷さばき地	使用日数が貨物の積卸作業開始前2日以内又は 完了後2日以内の場合	無料	無料	無料	無料	無料	
	使用日数が貨物の積卸作業開始前3日以上9日 以内又は完了後3日以上9日以内の場合 使用	6円69銭	6円1銭	2円83銭	2円83銭	95銭	

	面積1平方メートル使用日数1日につき							
	使用日数が貨物の積卸作業開始前10日以上又は完了後10日以上の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき			13円37銭	12円1銭	5円65銭	5円65銭	1円88銭
待合所及び手荷物取扱所	一般	使用期間が15日以内の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき		万代島 旅客ターミナル 15円57銭	国際旅客ターミナル 15円3銭	25円51銭	両津港 12円78銭	小木港 15円88銭
		使用期間が16日以上の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき		万代島 旅客ターミナル 23円35銭	国際旅客ターミナル 22円54銭	38円27銭	両津港 19円17銭	小木港 23円83銭
	専用	使用面積1平方メートル1月につき		万代島 旅客ターミナル 468円	国際旅客ターミナル 451円	766円	両津港 384円	小木港 476円
上屋及び倉庫	鉄	くん蒸	くん	くん蒸1倉1回につき		31,335円		

筋造り又は鉄骨造り	庫(1倉の収容容積が100立方メートルを超えるものに限る。)	蒸に係る使用											
		その他使用	1日につき	11,943円									
		一般	使用期間が15日以内の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	山の 下上 屋 18円 1銭	東港 区 14円 36銭	その 他の もの 14円 67銭	中央埠 頭2号 上屋 16円54 銭	その他 のもの 14円42 銭	両津 港南 埠頭 貨物 上屋 10円 19銭	両津 港そ の他 のもの の 12円 98銭	小木 港 18円 43銭	姫川港 2円90銭	
その他 の施設	使用期間が16日以上の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	山の 下上 屋 27円 1銭	東港 区 21円 47銭	その 他の もの 22円 1銭	中央埠 頭2号 上屋 24円82 銭	その他 のもの 21円64 銭	両津 港南 埠頭 貨物 上屋	両津 港そ の他 のもの の 27円 64銭	小木 港 27円 64銭	姫川港 4円36銭			

									15円 28銭	19円 47銭			
		専用	使用面積1平方メートル1 月につき	山の 下上 屋 540 円	東港 区 430 円	その 他の もの 440 円	中央埠 頭2号 上屋 496円	その他 のもの 432円	両津 港南 埠頭 貨物 上屋 306 円	両津 港そ 他の もの の 389 円	小木 港 553 円	姫川港 87円	
	その他の構 造	一般	使用期間が15日以内の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	7円26銭									
使用期間が16日以上の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき			10円89銭										
専用		使用面積1平方メートル1 月につき	219円										
保 管 施 設 の	コンテナ ターミナ ルにおけ るコンテ ナ蔵置	20フィート換算によるコンテナ1個蔵置日数1 日につき		54円									

野積場	その他の使用	舗装	一般	使用期間が7日以内の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	3円34銭	3円	1円42銭	1円42銭	47銭
				使用期間が8日以上の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	5円2銭	4円51銭	2円12銭	2円12銭	72銭
			専用	使用面積1平方メートル1 月につき	100円	90円	43円	43円	14円
		未舗装	一般	使用期間が7日以内の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	2円30銭	2円8銭	81銭	81銭	35銭
				使用期間が8日以上の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	3円51銭	3円12銭	1円39銭	1円39銭	58銭
			専用	使用面積1平方メートル1 月につき	69円	63円	24円	24円	11円
船舶給水施設	輸出取引等に係る使用	基本料金（執務時間内）	4月1日から11月30日まで 水量1トンにつき	水道料金に次の額を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た	水道料金に111円73銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得	水道料金に111円73銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得	水道料金に111円73銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、	水道料金に111円73銭を加えて得た額（1円未満の端数があるときは、	

			額)		た額)	た額)	これを四捨五入して得た額)	これを四捨五入して得た額)
			西港区	東港区				
		12月1日から3月31日まで 水量1トンにつき	水道料金に次の額を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	133円 73銭	111円 73銭	水道料金に163円12銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に163円12銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に163円12銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)
				西港区 185円 12銭	東港区 163円 12銭			
	加算料金(執務時間外)	水量1トンにつき	基本料金の0.5倍の額			基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額
その他の使用	基本料金(執務時間内)	4月1日から11月30日まで 水量1トンにつき	水道料金に次の額を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)			水道料金に122円90銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に122円90銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に122円90銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)

			額)		た額)	た額)	これを四捨五入して得た額)	これを四捨五入して得た額)
			西港区	東港区				
		12月1日から3月31日まで 水量1トンにつき	147円 10銭	122円 90銭	水道料金に179 円43銭を加えて 得た額(1円未 満の端数がある ときは、これを 四捨五入して得 た額)	水道料金に179 円43銭を加えて 得た額(1円未 満の端数がある ときは、これを 四捨五入して得 た額)	水道料金に 179円43銭を 加えて得た 額(1円未 満の端数が あるときは、 これを四捨 五入して得 た額)	水道料金に 179円43銭を 加えて得た 額(1円未 満の端数が あるときは、 これを四捨 五入して得 た額)
		加算料金(執務時 間外)	水量1トンにつき	基本料金の0.5 倍の額	基本料金の0.5 倍の額	基本料金の0.5 倍の額	基本料金の 0.5倍の額	基本料金の 0.5倍の額
荷役機械	移動式タワークレ ーン	1基使用時間1時間につき			42,836円			
	コンテナクレーン	1基使用時間1時間につき		72,285円	72,285円			
管理棟	使用面積1平方メートル1月につき			1,466円				
プレジャーボ ート施設の棧	船舶の長さ1メートル1年につき			7,134円				

橋及び野積場									
港湾施設用地	工作物を設置するもの		使用期間が1月未満の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	2円53銭	2円29銭	89銭	89銭	39銭	
			使用期間が1月以上の場合 使用面積1平方メートル 1月につき	72円	65円	25円	25円	12円	
	工作物を設置しないもの	舗装	一般	使用期間が7日以内の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	3円34銭	3円	1円42銭	1円42銭	47銭
			一般	使用期間が8日以上の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	5円2銭	4円51銭	2円12銭	2円12銭	72銭
		専用	使用面積1平方メートル1月につき	100円	90円	43円	43円	14円	
		未舗装	一般	使用期間が7日以内の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	2円30銭	2円8銭	81銭	81銭	35銭
	使用期間が8日以上の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき			3円51銭	3円12銭	1円39銭	1円39銭	58銭	
	専用		使用面積1平方メートル1	69円	63円	25円	25円	11円	

			月につき					
架空工作物又は地下工作物	使用期間が1月未満の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき		1円27銭	1円14銭	45銭	45銭	20銭	
	使用期間が1月以上の場合 使用面積1平方メートル 1月につき		34円49銭	31円19銭	12円13銭	12円13銭	5円25銭	
電柱又は電話柱	本柱、支柱又は支線1本1年につき		1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	
鉄塔	使用面積1.7平方メートル 1年につき		1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	
ハンドホール又はマンホール	1個1年につき		3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	
埋設管又は架空管類	外径が0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	88円	37円	37円	37円	37円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	110円	50円	50円	50円	50円	
	外径が0.2メートル以上	長さ1メートル1年につき	230円	100円	100円	100円	100円	

		メートル以上 0.4メートル 未満のもの	トル1年に つき					
		外径が0.4メ ートル以上 1.0メートル 未満のもの	長さ1メー トル1年に つき	590円	250円	250円	250円	250円
		外径が1.0メ ートル以上 のもの	長さ1メー トル1年に つき	1,100円	500円	500円	500円	500円
	架空線	長さ1メートル1年につき		9円	4円	4円	4円	4円
	地下線	長さ1メートル1年につき		5円	2円	2円	2円	2円

備考

- この表において「輸出取引等に係る使用」とは、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する役務の提供に係る使用をいう。
- この表において「専用」とは3月以上継続して施設を使用する場合をいい、「一般」とは専用以外の場合をいう。
- この表において「くん蒸に係る使用」とは、くん蒸を目的とした使用であつて、貨物の入庫の日から当該貨物の出庫の日又は当該くん蒸に係る除毒若しくは排気が終了した日の翌日のいずれか早い日までのものをいう。
- この表において「執務時間」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たる日を除き、月曜日から金曜日までにあつては午前8時30分から午後5時まで、土曜日にあつては午前8時30分から午後零時30分までをいう。
- 1件の使用料が50円未満の場合は、50円とする。
- 第4条の規定により許可を受けた港湾施設の使用目的が当該施設本来の用途と異なる場合にあつては、その使用目的により、この表の港湾施

設及びその使用の区分の欄に掲げる港湾施設のうちで用途が同一である港湾施設の使用料を徴収する。

7 使用料の算定方法については、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第42号

新潟県入港料条例の一部を改正する条例

新潟県入港料条例（昭和52年新潟県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(入港料の徴収)</p> <p>第2条 県は、その管理する港湾（法第33条第2項において準用する法第9条第1項の規定により公告された港湾区域をいう。以下同じ。）のうち別表に掲げる港湾に入港する船舶から、入港1回について総トン数1トンにつき2円に<u>20銭</u>を加算した料率（以下「基準料率」という。）による入港料を徴収する。ただし、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶に係る入港料の料率は、総トン数1トンにつき2円とし、内航船舶（国内輸送に従事する船舶をいう。）に係る入港料の料率は、基準料率を2分の1に減じた額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(入港料の徴収)</p> <p>第2条 県は、その管理する港湾（法第33条第2項において準用する法第9条第1項の規定により公告された港湾区域をいう。以下同じ。）のうち別表に掲げる港湾に入港する船舶から、入港1回について総トン数1トンにつき2円に<u>16銭</u>を加算した料率（以下「基準料率」という。）による入港料を徴収する。ただし、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶に係る入港料の料率は、総トン数1トンにつき2円とし、内航船舶（国内輸送に従事する船舶をいう。）に係る入港料の料率は、基準料率を2分の1に減じた額とする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第1項の規定は、この条例の施行の日以後における入港に係る入港料について適用し、同日前における入港に係る入港料については、なお従前の例による。

新潟県条例第43号

新潟県柏崎マリーナ条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎マリーナ条例（平成2年新潟県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条、第12条、第17条関係）

施設及び使用の区分				使用料算定の基礎	使用料
艇置場	ラック積み保管	上段	ディングー	専用使用 1隻1年につき	県内 55,100円
					県外 78,300円
		上段	和船(長さ5メートル未満の艇に限る。)		県内 78,400円
	下段	県外 113,500円			
	平面保管	長さ5メートル未満の艇			県内 101,800円
					県外 148,300円
		長さ5メートル以上6メートル未満の艇			県内 163,700円
					県外 235,800円
		長さ6メートル以上7メートル未満の艇			県内 194,200円
					県外 281,700円
長さ7メートル以上8メートル未満の艇		県内 246,200円			
		県外 359,600円			
長さ8メートル以上9メートル未満の艇		県内 294,700円			
		県外 432,500円			
長さ9メートル以上10メートル未満の艇		県内 322,300円			
		県外 473,700円			
長さ9メートル以上10メートル未満の艇		県内 374,400円			
		県外 552,000円			
係留施設	小型栈橋		一般使用	県内 1,920円	
			1隻1日につき	県外 2,880円	
	大型栈橋		一般使用	県内 3,840円	
		1隻1日につき	県外 5,770円		
		専用使用	県内 413,800円		
		1隻1年につき	県外 605,700円		
船具ロッカー			1個1年につき	10,700円	
更衣ロッカー	小型ロッカー		1個1日につき	210円	
	大型ロッカー		1個1日につき	320円	
給電施設			30分までごとに	330円	
会議室			午前9時から正午まで 1回につき	2,140円	
			午後1時から午後5時まで 1回につき	3,210円	
			午前9時から午後5時まで 1回につき	4,270円	
シャワー			使用1回につき	210円	

備考

- この表において「専用使用」とは4月1日から翌年の3月31日まで継続して施設を使用する場合をいい、「一般使用」とは専用使用以外の場合をいう。ただし、3月31日まで1月以上継続して施設を使用する場合は、専用使用とみなす。
- この表において「県内」とは新潟県内に住所を有する者が使用する場合をいい、「県外」とは県内以外の場合をいう。
- 一般使用の場合において、使用時間が2時間未満の場合は、利用料金を徴収しない。
- 艇の長さの測定及び利用料金の算定方法については、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第44号

新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県が管理する港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例（平成11年新潟県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(占用料等) 第4条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、法第37条第1項第1号に掲げる行為の許可の有効期間（第4項において「許可有効期間」という。）が1月未満の場合の占用料の額は、別表に定める基準により算出した額に、 <u>1.1</u> を乗じて得た額とする。 3・4 (略)	(占用料等) 第4条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、法第37条第1項第1号に掲げる行為の許可の有効期間（第4項において「許可有効期間」という。）が1月未満の場合の占用料の額は、別表に定める基準により算出した額に、 <u>1.08</u> を乗じて得た額とする。 3・4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後における占用に係る占用料について適用し、同日前における占用に係る占用料については、なお従前の例による。

新潟県条例第45号

新潟県空港条例の一部を改正する条例

新潟県空港条例（昭和39年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(着陸料等の徴収) 第18条 使用者からは、別表に定めるところにより算出される金額に <u>1.1</u> を乗じて得た額の着陸料及び停留料（以下「着陸料等」という。）を徴収する。ただし、停留料は、航空機の空港における停留時間が6時間未満である場合は、徴収しない。 2 (略)	(着陸料等の徴収) 第18条 使用者からは、別表に定めるところにより算出される金額に <u>1.08</u> を乗じて得た額の着陸料及び停留料（以下「着陸料等」という。）を徴収する。ただし、停留料は、航空機の空港における停留時間が6時間未満である場合は、徴収しない。 2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に佐渡空港に停留している航空機の当該停留に係る停留料（停留時間が24時間を超える場合にあつては、当該停留を開始して最初の24時間に係るものに限る。）の徴収については、なお従前の例による。

新潟県条例第46号

新潟県工業用水道条例の一部を改正する条例

新潟県工業用水道条例（昭和39年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(水道使用料) 第21条 水道使用料の額は、次の表に定めるところにより算出される基本料金、特定料金及び超過料金の合計額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。 (略)	(水道使用料) 第21条 水道使用料の額は、次の表に定めるところにより算出される基本料金、特定料金及び超過料金の合計額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から継続して供給している工業用水道の使用で、同日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金の額については、改正後の第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

新潟県条例第47号

新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第2 （第2条関係）			別表第2 （第2条関係）		
種 類	名 称	位 置	種 類	名 称	位 置
看護専門学校	新潟県立十日町看護専門学校	十日町市	看護専門学校	新潟県立吉田病院附属看護専門学校 (略)	燕市 (略)
	新潟県立吉田病院附属看護専門学校 (略)	燕市 (略)			

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

新潟県条例第48号

新潟県スポーツの推進に関する条例

スポーツは、県民の心身の健康の保持増進、運動能力の向上、精神的な充足感の獲得等に寄与するとともに、ふるさと新潟で育ったスポーツ選手のひたむきに取り組む姿と活躍によって、県民に夢と感動を与え、地域社会に活力を生み出すなど、大きな力を有している。

また、スポーツを行い、観覧し、又は支えることは、家族、仲間等との触れ合いはもとより、地域の連帯感を育み、希薄化した人間関係がもたらす様々な弊害を抱える現代社会において、その絆を再構築するうえで欠かせないものとなっている。

このようなスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、私たちは、スポーツが有する県民生活及び地域社会における意義について理解を深め、スポーツに関する施策を効果的に推進することにより、心身の健康の保持増進による県民の健康寿命の延伸、心豊かで活力に満ちた県民生活の形成及び地域の特性を生かした魅力ある社会の実現に取り組むことを決意し、ここに条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務及びスポーツ関係団体等（競技団体、スポーツ産業の事業者その他のスポーツの振興のための活動を行う個人又は団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を効果的に推進し、もって心身の健康の保持増進による県民の健康寿命の延伸、心豊かで活力に満ちた県民生活の形成及び地域の特性を生かした魅力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 スポーツの推進は、県、市町村、スポーツ関係団体等の適切な役割分担及び相互の連携並びに県民の理解と協力の下に、次の事項を基本として、行われなければならない。

- (1) 県民が生涯にわたり体力、適性、健康状態等に応じて、スポーツを行い、観覧し、又は支えることができ、その価値及び意義を実感できること。
- (2) スポーツを通じて、心身の健康の保持増進による健康寿命の延伸が図られるとともに、スポーツを行う者の安全の確保に必要な配慮がなされること。
- (3) スポーツを通じて、子どもの心身の成長の過程における体力及び運動能力の向上が図られるとともに、社会性、規範意識等が養われ、豊かな人間性が育まれること。
- (4) 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮がなされるとともに、スポーツが障害者の自立及び社会参加を促進すること。
- (5) スポーツ選手の育成、指導者の養成及び資質の向上、スポーツの施設及び設備の整備又は有効活用等競技水準の向上に資する環境の整備が図られること。
- (6) 豊かな自然環境を活用したスポーツの普及が図られること。
- (7) スポーツを通じて、県民の一体感及び活力の醸成並びに人と人との交流の促進が図られること。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツの推進に関する施策を実施する責務を有する。

(市町村への支援及び協力)

第4条 県は、スポーツの推進に果たす市町村の役割の重要性に鑑み、市町村が実施するスポーツの推進に関する施策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

(スポーツ関係団体等の役割)

第5条 スポーツ関係団体等は、基本理念にのっとり、それぞれの実情に応じてスポーツの普及及び持続的発展の推進、競技水準の向上等スポーツの推進に資する活動に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ関係団体等は、県及び市町村が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、スポーツが有する県民生活及び地域社会における意義について理解を深め、県及び市町村が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、スポーツに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(生涯スポーツの推進)

第8条 県は、県民が生涯にわたり体力、適性、健康状態等に応じて、スポーツを行い、観覧し、又は支えることができるよう、多様なスポーツに参加する機会の確保、地域においてスポーツを行うための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(健康寿命の延伸)

第9条 県は、スポーツを通じた心身の健康の保持増進、体力の向上、疾病の予防等による県民の健康寿命の延伸に寄与するため、適切な情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全で安心なスポーツの推進)

第10条 県は、県民が安全で安心してスポーツを行うことができるよう、スポーツにおける指導者その他指導的立場にある者による選手への暴力等の行為を防止し、並びにスポーツ事故その他スポーツによって生ずる外傷、障害等の防止及び軽減を図ることとし、スポーツの指導者等の研修の実施、スポーツにおける安全の確保に関する知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(子どものスポーツの推進等)

第11条 県は、体力及び運動能力の向上並びに社会性、規範意識等が養われ、豊かな人間性が育まれるよう、市町村、学校、スポーツ関係団体等、家庭及び地域社会と連携し、子どもがスポーツに積極的に参加することができる環境の整備その他の子どものスポーツの推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、学校における体育及び運動部活動等の持続的発展の推進を図るため、地域の実情に応じた環境の整備、児童及び生徒の発達段階に応じた体育及び運動部活動等に関する指導の充実、地域におけるスポーツの指導者の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者のスポーツの推進等)

第12条 県は、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、その障害の種類及び程度に応じて、スポーツに参加する機会の提供、安全の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害者の自立及び社会参加を促進するため、障害者の行うスポーツの普及に関し配慮するものとする。

(競技水準の向上)

第13条 県は、県のスポーツ選手（県内に活動の拠点を置き、又は現に居住し、若しくは居住していたスポーツ選手をいう。以下同じ。）がオリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会又は全国的な規模のスポーツの競技会において、健全な心身の下に優秀な成績を収めることができるよう、県のスポーツ選手及びその指導者の計画的な育成、ドーピングの防止、スポーツ医・科学（医学、歯学、生理学、心理学、力学、栄養学等のスポーツに関する諸科学をいう。）の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ施設等の整備又は有効活用)

第14条 県は、県民のスポーツを行う場の充実を図るため、市町村と連携して、スポーツの施設及び設備の整備又は有効活用に資する取組その他の必要な施策を講ずるものとする。

(自然環境を活用したスポーツの普及)

第15条 県は、豊富な積雪に加え、海、山、川等の多様な自然環境を活用したスポーツの普及のために必要な施

策を講ずるものとする。

(県民の一体感及び活力の醸成等)

第16条 県は、スポーツを通じて、県民の一体感及び活力の醸成を図るため、県民と県のスポーツ選手等との交流、県のスポーツ選手又は県内に活動の拠点を置くスポーツチームが出場する競技会の観覧の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、スポーツを通じて、人と人との交流の促進を図るため、スポーツの競技会の開催及び合宿の誘致その他の必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第17条 県は、スポーツに関する施策を効果的に推進するため、県、市町村、学校、スポーツ関係団体等、県民等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

(公表)

第18条 知事は、毎年度、スポーツの推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

新潟県条例第49号

新潟県議会委員会条例の一部を改正する条例

新潟県議会委員会条例(昭和31年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「移動後号細目」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下「移動号細目」という。)が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には当該移動後号細目(以下「追加号細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の細目の表示及び追加号細目を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 県議会に常任委員会を置き、その名称、委員の定数及びその所管は次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 産業経済委員会 13人</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>産業労働部</u>の所管及びこれに関連する各種の事項</p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>観光局</u>の所管及びこれに関連する各種の事項</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">エ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">オ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条 県議会に常任委員会を置き、その名称、委員の定数及びその所管は次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 産業経済委員会 13人</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>産業労働観光部</u>の所管及びこれに関連する各種の事項</p> <p style="padding-left: 2em;">イ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">エ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

新潟県条例第50号

新潟県少年自然の家条例の一部を改正する条例

第 1 条 新潟県少年自然の家条例（昭和48年新潟県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動前条等」という。）が存在する場合には当該移動前条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動前条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示、追加条等並びに別表の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前																													
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、心身ともに健全な<u>青少年</u>の育成を図るため、新潟県少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）を<u>胎内市乙</u>に設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第 2 条 少年自然の家は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) <u>青少年</u>の自然に親しむ活動に関すること。</p> <p>(2) 自然環境の中で<u>行う青少年</u>の集団宿泊生活に関すること。</p> <p>(3) <u>青少年</u>の研修に関すること。</p> <p>(4) <u>青少年指導者等</u>の研修に関すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第 5 条 <u>少年自然の家を第 2 条に掲げる事業以外の目的に使用する者は、別表に定める使用料を納めなければならない。</u></p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>別表 (第 5 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊室</td> <td>1 人 1 泊につき</td> <td style="text-align: right;">1, 520円</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td rowspan="2">1 団体 1 室 1 日 につき</td> <td style="text-align: right;">2, 070円</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td style="text-align: right;">970円</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1, 120円</td> </tr> <tr> <td>中研修室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">770円</td> </tr> <tr> <td>小研修室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">550円</td> </tr> <tr> <td>和室研修室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1, 110円</td> </tr> <tr> <td>工作室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">1, 510円</td> </tr> <tr> <td>野外活動支援棟</td> <td></td> <td style="text-align: right;">550円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	使用料	宿泊室	1 人 1 泊につき	1, 520円	体育館	1 団体 1 室 1 日 につき	2, 070円	多目的ホール	970円	大研修室		1, 120円	中研修室		770円	小研修室		550円	和室研修室		1, 110円	工作室		1, 510円	野外活動支援棟		550円	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、心身ともに健全な<u>少年</u>の育成を図るため、新潟県少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）を<u>旧北蒲原郡中条町大字乙（平成17年 8 月31日現在における北蒲原郡中条町大字乙をいう。）</u>に設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第 2 条 少年自然の家は、次に掲げる事業を行なう。</p> <p>(1) <u>少年</u>の自然に親しむ活動に関すること。</p> <p>(2) 自然環境の中で<u>行なう少年</u>の集団宿泊生活に関すること。</p> <p>(3) <u>少年指導者等</u>の研修に関すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>第 5 条 (略)</p>
区 分	単 位	使用料																												
宿泊室	1 人 1 泊につき	1, 520円																												
体育館	1 団体 1 室 1 日 につき	2, 070円																												
多目的ホール		970円																												
大研修室		1, 120円																												
中研修室		770円																												
小研修室		550円																												
和室研修室		1, 110円																												
工作室		1, 510円																												
野外活動支援棟		550円																												

研修室			
備考 日帰りで使用する場合の使用時間は、午前9時から午後4時までとする。			

第2条 新潟県少年自然の家条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
宿泊室	(略)	1,550円	宿泊室	(略)	1,520円
体育館	(略)	2,110円	体育館	(略)	2,070円
多目的ホール		990円	多目的ホール		970円
大研修室		1,140円	大研修室		1,120円
中研修室		780円	中研修室		770円
小研修室		560円	小研修室		550円
和室研修室		1,130円	和室研修室		1,110円
工作室		1,540円	工作室		1,510円
野外活動支援棟 研修室		560円	野外活動支援棟 研修室		550円
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

(新潟県青年の家条例の廃止)

- 新潟県青年の家条例（昭和45年新潟県条例第41号）は、廃止する。

(経過措置)

- 第2条の規定による改正後の別表の規定は、同条の規定の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県条例第51号

新潟県立生涯学習推進センター条例の一部を改正する条例

新潟県立生涯学習推進センター条例（平成4年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
区 分	使 用 料			区 分	使 用 料		
	午前9時30分 から午後 零時30分 まで	午後1時か ら午後5時 まで	(略)		午前9時30分 から午後 零時30分 まで	午後1時か ら午後5時 まで	(略)
(略)				(略)			
大研修室	2,500円	3,500円	(略)	大研修室	2,400円	3,400円	(略)
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県条例第52号

新潟県立近代美術館条例の一部を改正する条例

新潟県立近代美術館条例（平成5年新潟県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前				
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）				
区 分	使 用 時 間	使 用 料		区 分	使 用 時 間	使 用 料		
講 堂	午前9時から正午まで	11,800円		講 堂	午前9時から正午まで	11,600円		
	午後1時から午後5時まで	15,700円			講 堂	午後1時から午後5時まで	15,500円	
	午前9時から午後5時まで	27,600円				ギャラリー	午前9時から午後5時まで	27,100円
ギャラリー	午前9時から正午まで	7,700円		ギャラリー	午前9時から正午まで		7,600円	
	午後1時から午後5時まで	10,200円			ギャラリー		午後1時から午後5時まで	10,100円
	午前9時から午後5時まで	18,000円				(略)	午前9時から午後5時まで	17,700円
(略)				(略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受ける者について適用し、同日前に使用の許可を受けている者については、なお従前の例による。

新潟県条例第53号

新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び新潟県警察署協議会条例の一部を改正する条例

(新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年新潟県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
(略)			(略)		
新潟県佐渡警察署	佐渡市	佐渡市	新潟県佐渡東警察署	佐渡市	佐渡市のうち湊、夷、夷新、春日、加茂歌代、梅津、羽吉、椿、北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川、歌見、黒姫、虫崎、両津大川、羽二生、両尾、椎泊、真木、河崎、下久知、久知河内、城腰、住吉、原黒、吾潟、立野、上横山、長江、秋津、潟端、下横山、旭、水津、片野尾、月布施、野浦、東強清水、東立島、岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、匏、北小浦、見立、鷺崎、願、北鶴島、真更川、福浦1丁目及び2丁目、新徳皆川、新徳舟下、下新徳、新徳武井、新徳大野、新徳井内、上新徳、新徳瓜生屋、新徳正明寺、新徳田野沢、新徳潟上、新徳青木、新徳長畝、新徳北方、新徳
			新潟県佐渡西警察署	佐渡市	佐渡市のうち佐渡東警察署の管轄する地域を除く地域
備考 (略)			備考 (略)		

(新潟県警察署協議会条例の一部改正)

第2条 新潟県警察署協議会条例（平成13年新潟県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
警察署	警察署協議会の名称	警察署	警察署協議会の名称
(略)	(略)	(略)	(略)
新潟県佐渡警察署	佐渡警察署協議会	新潟県佐渡東警察署	佐渡東警察署協議会

		新潟県佐渡西警察署 佐渡西警察署協議会
--	--	-----------------------

附 則

この条例は、平成31年11月 2 日から施行する。